

2016

民進党国会レポート

(第190回通常国会総括)

進
む。
国
民
と
と
も
に



目次

序文	「2016 民進党国会レポート」発刊にあたり …………… 01
第1章	第190回通常国会総括 …………… 02 国民の暮らしと平和を、全力で守る民進党
第2章	『次の内閣』の活動 1 予算・決算 …………… 04 2 内閣 …………… 06 3 内閣(行政刷新・行政改革、公務員制度) …………… 08 4 内閣(男女共同参画・子ども) …………… 09 5 総務・地域主権・政治改革 …………… 10 6 法務 …………… 12 7 外務・防衛、安全保障 …………… 14 8 財務・金融 …………… 16 9 文部科学 …………… 18 10 厚生労働 …………… 20 11 農林水産 …………… 22 12 経済産業 …………… 24 13 国土交通・沖縄北方 …………… 26 14 環境・エネルギー …………… 28 15 復興 …………… 30
第3章	焦点となった法案への対応 1 消費税引き上げ延期法案 アベノミクスの行き詰まり等を踏まえ対応 …………… 31 2 安保法制関連法案 立憲主義と専守防衛を前提に現実主義を貫く …………… 32 3 TPP協定 隠される情報 守られない国益 …………… 33 4 公職選挙法等改正案 投票機会拡大、衆議院定数削減と一票の較差是正、クォータ制導入へ …………… 34 5 保育士等処遇改善法案 子どもを守る待機児童対策 …………… 35 6 LGBT差別解消法案 性自認・性的指向で差別されない社会へ …………… 36 7 民法改正 再婚禁止期間の廃止に向かう第一歩 …………… 36 8 性暴力被害者支援法案 ワンストップセンターの設置 …………… 37 9 長時間労働規制法案 仕事と家庭の両立を強力に支援 …………… 37 10 中小企業社会保険料負担軽減法案 中小企業の人材確保を後押し …………… 38 11 エネルギー協同組合法案 エネルギー地産地消の担い手 …………… 38 12 復興加速4法案 5年を過ぎた東日本大震災からの復興を加速 …………… 39 13 国家公務員制度改革3法案 労働基本権の確立・人勸制度の廃止 …………… 40 14 政官接触記録作成法案 政治家と公務員接触の記録義務付け …………… 40
資料	民進党(民主・維新統一会派)が取り組んだ主な議員立法、法案修正 …………… 41 第190回通常国会の案件一覧 …………… 44 岡田「次の内閣」一覧 …………… 49

「2016 民進党国会レポート」発刊にあたり

蓄積から深化へ。

民進党国会レポート第一号をお届けします。



民進党政務調査会長 **大串 博志**

2016年3月27日、私たちは民進党を結党しました。それを受け、民進党としての第1号となる国会レポートをここに発刊します。

国会レポートは、民主政策調査会の政策活動記録として2009年まで毎年発刊された後、中断期間を挟んで昨年、細野豪志政調会長（当時）の決断によって再開されたものです。民進党の政策活動の決算書と言ってもよいと思います。

第190回通常国会においては、民進党の初代政務調査会長となった山尾志桜里会長の下、政務調査会は一丸となって安倍内閣に対峙し、国会論戦や議員立法活動を通じて民進党の政策を練磨してまいりました。さらに、第24回参議院議員通常選挙の重点政策として「人からはじまる経済再生～民進党・国民との約束」を策定し、26分野、約200項

目にわたる詳細な政策をカバーする「民進党政策集2016」も取りまとめました。本レポートを通じ、党员、サポーター、そして広く国民の皆様方に私たちの活動内容を是非知っていただければ、これに勝る喜びはありません。

さる9月15日、臨時党大会で蓮舫新代表が選出され、新体制が発足しました。蓮舫代表は、「提案・創造型」の政策活動を推進し、「既得権や癒着と闘う改革政党として、リアリティのある政策を提案し、実現能力があることを示していく」という決意を表明しています。政務調査会長を拝命した私としても、民進党の魅力ある「政策」をさらに深化させ、いつでも政権交代に対応できるような政策と組織づくりに努力する所存です。皆様方のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

第1章 第190回通常国会総括

国民の暮らしと平和を、 全力で守る民進党

統一会派を結成

2015年12月18日、民主党と維新の党は、衆議院に統一会派「民主・維新・無所属クラブ」の結成を届け出た。

民進党結党、岡田代表を選出

2016年3月27日、民進党の結党大会が開かれた。岡田克也代表が選出された。3月30日、岡田『次の内閣』が選任された。

190回通常国会

2016年1月4日から6月1日(150日間)。

基本的政策、参院選公約などを取りまとめ

民進党結党直後に、7分野27項目からなる「基本的政策合意」を決定した。

4月には、共生社会創造本部の報告に基づき、「能力の発揮を阻む“格差の壁”を打ち破り、支え合う力を育む—公正な分配なくして持続可能な成長なし—」「共生社会創造に向けた民進党11の提案(共生イレブン)」を決定した。

各部門会議等さらには『次の内閣』閣議、全議員政策懇談会、全国政策担当者WEB会議などで議論を重ね、6月には、第24回参議院議員通常選挙の公約となる「民進党 国民との約束」を決定した。同時に、26分野約200項目にわたる政策をカバーした「民進党政策集2016」を取りまとめた。

予算・税財政で政策をリード

民主党・維新の党の統一会派は、政府の平成27年度補正予算案から、選挙目当ての年金生活者等支援臨時福祉給付金、批准もされていない

T P P 関連施策等の削除を求める組み替え動議を提出した。平成28年度当初予算についても、中小企業の社会保険料負担軽減、給付型奨学金の創設、戸別所得補償などの歳出追加、水膨れ予算の減額などの組み替え動議を提出した。

また、民進党は「消費税率の引上げの期日の延期及び給付付き税額控除の導入等に関する法律案」などの税制関連法案を提出した。

福祉・地域経済などで議員立法を提出

悪い物価上昇、実質賃金低下、格差拡大等により国民生活悪化を招いたアベノミクスの問題点を浮き彫りにし、生活や雇用を守るために、議員立法提出などに取り組んだ。

民主党・維新の党の統一会派としては、「児童扶養手当法及び国民年金法の一部を改正する法律案」、「保育等従業者の人材確保等に関する特別措置法案」、民進党としては、長時間労働規制のための「労働基準法の一部を改正する法律案」を提出した。

農業、中小企業、エネルギー産業などを支援するため、民主党・維新の党の統一会派としては「正規労働者雇入臨時助成金の支給に関する法律案」、民進党としては「畜産物の価格安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案」、「分散型エネルギー利用促進法案」など分散型エネルギー社会推進4法案を提出した。

安保・人権問題などへの取り組み

民主党・維新の党の統一会派は、安倍政権の安全保障法制を白紙化するため、「我が国及び国

際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律を廃止する法律案」、「国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律を廃止する法律案」を提出した。

また、防衛強化、平和貢献のため、「領域等の警備に関する法律案」、「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律及び周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律の一部を改正する法律案」、「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案」を提出した。

民進党は国民の自由と人権を守るために奮闘した。「性暴力被害者の支援に関する法律案」、「民法の一部を改正する法律案」（選択的夫婦別姓・再婚禁止期間の短縮）、「特別養子縁組の促進等のための児童の養子縁組に関する法律案」、「性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案」を提出した。

有人国境離島法・自殺対策改正法などが成立

民進党が主導的に関わり、与党も巻き込んで成立させた議員立法も少なくない。

「平成二十八年熊本地震災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律」、「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」、「発達障害者支援法の一部を改正する法律」、「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律」、「特定非営利活動促進法の一部を改正する法

律」、「自殺対策基本法の一部を改正する法律」等が成立した。

対策本部等と一体となった取り組みなど

政治改革推進本部、男女共同参画推進本部、東日本大震災復旧・復興推進本部、東京電力福島第1原子力発電所事故対策・福島復興推進本部、TPP対策本部、待機児童緊急対策本部、拉致対策本部、沖縄協議会等と連携し、運動・政策一体の取り組みを展開した。

民進党は、定数削減選挙区の数を2010年以降10年度ごとの国勢調査に基づきアダムズ方式で配分すること等を柱とした「衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案」を衆議院に提出した。

また、民進党は、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律案」と「公職選挙法の一部を改正する法律案」からなるクォータ制導入関連2法案を提出した。

平成二十八年熊本地震の発生を受け、民進党は直ちに、災害対策本部を立ち上げた。現地視察・地元からの報告による被害状況の把握と被災者の声を反映した緊急要望の集約を行い、熊本地震対策の補正予算の早期成立に協力した。東日本大震災の被災地の意向をくみ取り、熊本地震復興にもつながる復興4法案を提出した。

国会の終盤に当たり、民進党など野党4党は、安倍内閣への不信任決議案を衆議院に提出した。決議案は否決されたが、「公約違反の経済失政・アベノミクスの失敗」、「立憲主義と平和主義への重大な挑戦」、「国民に対して強権的で不正直な政治」など安倍内閣の問題点を浮き彫りにした。

第2章 『次の内閣』の活動

1 予算・決算

平成 27 年度補正予算

アベノミクスは、円安・株高で華々しいスタートを切ったように見えた。しかし、時間が経つにつれ、実質賃金低下、消費低迷、格差拡大等、行き詰まりを指摘する声が多くなってきた。

そのような中、2015年9月、安倍首相は自民党総裁再選を受けた会見で、「名目GDP600兆円」、「希望出生率1.8」、「介護離職ゼロ」の「新三本の矢」および「一億総活躍社会」なるものを突如打ち出した。そして首相は、これらはアベノミクスからの転換ではなく、「アベノミクス第二ステージ」であると強弁し続けた。そのため、「新三本の矢」および「一億総活躍社会」の方向性は最初から定まらず、主要閣僚からは、「最近になって突如として登場した概念」との発言が飛び出すなど、政府内での戸惑いと混乱が手に取るように見えた。

その後、10月に「一億総活躍国民会議」が立ち上げられ、11月に「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」が決定され、新しい概念の体裁は一応、取り繕われた。2016年1月4日、上記「対策」を踏まえた平成27年度補正予算案が190回通常国会に提出された。

しかし、低年金受給者への3万円支給という、2016年参議院通常選挙対策としか思えないバラマキが目玉として掲げられるなど、同補正予算案は、国民の活躍も持続的な経済成長も全く期待できない代物であった。

そこで、民主党・維新の党統一会派は、同補正予算案の編成替えを求める動議を衆議院に提出した。その内容は、①選挙目当ての一回きりの措置である低年金受給者への3万円支給を中止、

②批准していないTPP関係の費用は、畜産・酪農関連事業を除き削減、③保育・介護は人材確保が最大の課題であること等から、保育・介護等の施設整備等への歳出を削減、④子育て・介護の社会化に反する3世代同居関係の歳出を削減、することなどによって、8,008億円の歳出を削減し、見合いの建設国債、赤字国債を減額するというものであった。

しかし、与党等の反対により同動議は否決され、1月20日に政府原案通り、平成27年度補正予算が成立した。

平成 28 年度予算、平成 28 年度補正予算

2016年1月22日、平成28年度予算案が190回通常国会に提出された。

安倍政権は、同予算案を「一億総活躍社会」実現のための予算と吹聴したが、これまでの予算案とさして代わり映えしない、メリハリに乏しい予算案であった。しかも、一般会計総額は96.7兆円と、過去最大規模に膨れ上がった。

衆議院予算委員会での審議が始まると、政治とカネの問題が噴出した。ある建設会社が道路建設をめぐって、甘利経済再生担当大臣側に独立行政法人都市再生機構への口利きを依頼し、大臣側が現金や接待の見返りを受けた疑惑が発覚した。甘利大臣は説明責任を果たさないうまま大臣を辞任し、その後は国会を欠席し続けた。

また、年間1ミリシーベルトという国の除染基準は「何の根拠もない」と言い放ち、環境行政への無知をさらけ出した丸川環境大臣など、資質に疑問が持たれる閣僚の発言が相次いだ。

しかし、そうした大臣を指導すべき安倍首相



2016.5.16 衆議院予算委員会で平成 28 年度補正予算について質疑



2016.1.21 参議院決算委員会で平成 26 年度決算について質疑

自身が、質問と関係のないことを長々と答弁するなど、国会軽視の対応を続けたため、審議は混迷を深めた。

それでも、民主党・維新の党統一会派は建設的な議論に努めた。格差是正や人への投資により、人々の能力発揮を促す予算とすべく、同予算案の編成替えを求める動議を提出した。その内容は、水膨れした予算の減額等により財源を確保しつつ、①中小企業の正規雇用促進のための社会保険料負担軽減、返済不要の給付型奨学金の創設、児童扶養手当の支給対象年齢引き上げ、介護士、保育士等の給与の引き上げなど、格差是正や人への投資に 0.3 兆円、②一括交付金の復活、農業者戸別所得補償制度の復活に 1.5 兆円、を配分するものであった。

しかし、与党等の反対により同動議は否決され、3月29日に政府原案通り平成28年度予算が成立した。

2016年5月13日、7,000億円の「熊本地震復旧等予備費」を含む平成28年度補正予算が190回通常国会に提出された。民進党は賛成し、5月17日に政府原案通り、同補正予算が成立した(詳細 p.7)。

平成 26 年度予備費

2016年1月4日、平成26年度予備費の使用総調書等が190回通常国会に提出された。

予備費から訟務費の不足を補うために必要な経費として、397億円が支出されていたことが判明した。これは、平成13年に当時の防衛庁が戦闘ヘリコプターを契約書も交わさずに調達しようとしたが、その後調達を中止したため、契約

先から訴えられて敗訴したことによるものであった。本来、長期契約を交わし、国庫債務負担行為として計上し予算審議を経るべきものであり、財政規律上の問題があったため、民進党は反対した。しかし、与党等の賛成により、同使用総調書等は5月25日に承諾された。

平成 26 年度決算、昭和 19・20 年度決算

2016年1月4日、平成26年度決算が190回通常国会に提出された。参議院において審査が進み、数多くの問題点が指摘された。特に看過できないものとしては、マイナンバー制度導入をめぐる、番号通知カードの未達、システムの度重なる障害など、制度の信頼性が問われる混乱が発生したことが挙げられた。

そうした不適切な事態について、抜本的な改善措置の実施を参議院として強く求めた、政府に対する警告決議並びに措置要求決議に民進党は賛成した。一方、平成26年度決算本体については、平成26年度予算の不適切な執行によって増税後2年経っても個人消費が低迷していること等から、民進党は反対した。しかし、5月25日に与党等の賛成により参議院では是認され、衆議院では継続審議となった。

また190回通常国会には、昭和19年度および20年度の旧外地特別会計決算も提出された。これは会計資料の散逸等により作成が延期されていた決算であったが、日本銀行の国庫金出納記録の額を歳入歳出総額として提出されたものであった。戦後70年以上もの時間が経っており、区切りをつけるため、民進党は賛成し、参議院では是認された。衆議院では継続審議となった。

第2章 『次の内閣』の活動

2 内閣

内閣部門および科学技術部門、災害対策部門、消費者・食品安全部門では、内閣官房・内閣府・警察庁・消費者庁所管の政策課題を議論するとともに、内閣委員会と災害対策、消費者問題（参議院では地方・消費者問題）、科学技術・イノベーション推進（衆議院のみ）の3特別委員会に関わる法案（政府提出法案、議員立法）について審査を行った。

また、2016年4月に起こった熊本地震を受け、民進党は対策本部を立ち上げて対応するとともに、補正予算や必要な議員立法の成立に協力した。

内閣部門における閣法への対応

閣法「サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案」は、日本年金機構の情報流出事案等を踏まえ、国が行う不正な通信の監視、監査、原因究明調査等の対象範囲を拡大し、戦略本部の一部事務を独立行政法人情報処理推進機構等へ委託可能とするものであった。民進党は、サイバーセキュリティセンター等の人員・予算の確保、基本法の検討・見直しなどを盛り込んだ附帯決議を付して賛成し、同法案は成立した。

閣法「特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法案」は、優れた研究者を確保して世界トップ水準の研究成果を目指す法人を指定し、高額な給与を出せる特例を認める等の内容であった。部門会議では、方向性は是認できるが、科学技術イノベーション会議の関与、長の解任権といった国家管理、研究者の待遇、特定の法人だけに業務運営改善を求めることなどについて懸念が示された。

民進党は、優秀な人材の確保並びに若年の研究者等の育成及び活躍の推進に配慮する、法人の範囲を含め制度の在り方について検討して所要の見直しを行うなどの修正を求めた。与党と合意したため、賛成して、法案は成立した。

このほか、閣法「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案」および「特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」に賛成し（詳細 p.8）、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案」についても与党との修正協議が整ったため賛成し（詳細 p.9）、いずれも成立した。

「新しい公共」の推進

超党派で議論されてきた、認証の申請手続における添付書類の縦覧期間の短縮等、NPOの活動実態を踏まえ手続き面を改める「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案」は、民進党の主導的な取り組みにより、衆議院内閣委員長提案として提出され、成立した。

また、民間公益活動の促進に休眠預金を活用する「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律案」は、民進党を含む超党派により衆議院財務金融委員会に提出されたが、継続審議となった。

超党派議員立法への取り組み

民進党は、自らが主体的に関わった以下4本の超党派議員立法に賛成し、成立させた。

我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に関する拠点として、有人国境離島地域が有する機能を維持するための「有人国境離島地域の保



2016.4.17 熊本地震災害対策本部を開催、WEB会議で被災県の状況を聴取



2016.5.12 補正予算審議を前に、熊本地震被災地で現場の声を聞く

全及び特定国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法案」が民進党を含む超党派により提出され、成立した。

また、政府に制度の利用を促す施策や目標を盛り込んだ基本計画の策定を義務付けることなどを定める「成年後見制度の利用の促進に関する法律案」、「成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案」が衆議院内閣委員長提案で提出され、成立した。

さらに、海外で犯罪に巻き込まれた日本人の遺族等への弔慰金の支給等を規定した「国外犯罪被害者弔慰金等の支給に関する法律案」が衆議院内閣委員長提案で提出され、成立した。

熊本地震対策、災害対策部門の取り組み

民進党は、2016年4月14日夜(本震は4月16日未明に発生)の熊本地震発生直後から「平成二十八年熊本地震災害対策本部」を立ち上げ、関係府省からのヒアリングや地元県連からの報告による被害状況の把握と、被災者の方々からの緊急要望の集約に努めた。

4月20日には、対策本部長でもある岡田代表らが首相官邸を訪れ、安倍首相に「熊本地震災害に関する緊急申し入れ」を行った。

さらに、同月26日にも、岡田代表が安倍首相、山口公明党代表と官邸で会談し、補正予算の編成について、意見を交わした。

様々な現地視察等も踏まえ、民進党として補正予算についての要求項目の取りまとめを行い、4月28日、民進党政務調査会から自由民主党政務調査会に対し、申し入れを行った。

こうした中、政府は熊本地震対策のため、7,780億円規模の平成28年度補正予算を編成した。民進党は、限られた時間で緊急的な補正予算を編成したことを評価し、被災地の要求に沿った支出を行うこと、災害対策の執行体制の改善を図ること等の注文を付けた上で、補正予算に賛成した。補正予算は全会一致で成立した。

また、民進党も主体的に関わり、地震防災緊急事業に係る国の負担・補助の特例措置を延長する「地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案」、「平成二十八年熊本地震災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案」が、衆議院災害対策特別委員長提案により成立した。

消費者・食品安全部門の取り組み

意見交換会の開催など、関係団体との連携を意識し部門運営に努めた。

消費者庁・消費者委員会・国民生活センターの地方移転問題については、政府や関係団体のヒアリングを踏まえ、移転対象から除外するとともに、検討・試行を中止、撤回すべきとの意見を取りまとめた。

政府は、近年の高齢者の消費者被害の増加に対応し、訪問・通信販売におけるトラブルや悪質商法への対策等を強化するため、「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案」と「消費者契約法の一部を改正する法律案」を提出した。民進党は、消費者保護と被害防止の観点から、積み残しの課題および地方消費者行政の体制支援・強化等について附帯決議を付した上で賛成し、同法案は成立した。

第2章 『次の内閣』の活動

3 内閣

(行政刷新・行政改革、公務員制度)



2016.3.25
政官接触記録の作成等に関する
法律案を衆議院に提出



2016.5.27
公文書管理法改正案・情報公開法
改正案を衆議院に提出

190回通常国会において内閣部門(行政刷新・行政改革/公務員制度改革)では、人事院勧告を踏まえた政府提出法案について議論を行うとともに、公務員制度改革に係る調査会を設置し、行政改革を前進させるための議員立法について議論を行った。

給与関係5法案への対応

人事院は2015年8月6日、2015年度の国家公務員の給与に関して国会と内閣に勧告を行った。一般職について、月給を平均0.4%、ボーナスを0.1カ月分引き上げることが柱となっている。勤務時間を柔軟に設定できるフレックスタイム制の全職員への拡大も含まれていた。

勧告を踏まえ、政府は「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案」、「特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」、「裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案」、「検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案」、「防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案」(給与関係5法案)を提出した。

民主党・維新の党統一会派は、内閣・防衛・法務合同部門会議などで議論を積み重ね、最終的に党首会談で、行政改革、政治改革を前進させることを前提に、給与関係5法案に賛成することを決定し、法案は成立した。

公務員制度改革への取り組み

民主党・維新の党統一会派は、行政改革の前進に向け、2016年2月9日には、国家公務員総人件費2割削減目標を含む「国及び地方公共団

体の責任ある財政運営の確保を図るための財政の健全化の推進に関する法律案」を提出した。3月15日には、国会公務員の労働基本権を拡大し、労使交渉で労働条件を決められるようにした上で、人事院勧告制度を廃止し、交渉の窓口として公務員庁を設置する「国家公務員法等の一部を改正する法律案」、「国家公務員の労働関係に関する法律案」、「公務員庁設置法案」を提出した。いずれも、衆議院で審議されず、継続審議となった(詳細 p.40)。

甘利明前経済再生担当相をめぐる口利きと現金授受問題も考慮し、「政官接触記録の作成等に関する法律案」を衆議院に提出した。法案は審議されず、継続審議となった(詳細 p.40)。

国民の「知る権利」の強化

189回通常国会の安保法制や190回通常国会のTPP論戦では、政府の露骨な情報隠しともいえる対応が問題となった。行政情報の適切な管理と公開は民主主義の根幹である。そこで、民進党は「公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案」(公文書管理法改正案)および「行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案」(情報公開法改正案)を衆議院に提出した。

その内容は、①行政機関が作成した想定問答等も広く開示対象となるように「行政文書」の定義を見直す、②保存期限に上限を設定し、30年以内で原則公開とする、③開示請求手数料を安くする、など国民の知る権利の充実を図るものであったが、審議されず、継続審議となった。

第2章 『次の内閣』の活動

4 内閣 (男女共同参画・子ども)

内閣部門(男女共同参画・子ども)は、閣法「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案」に対する修正案、自民、公明等提出の「女性の健康の包括支援に関する法律案」に対する修正案(骨子案)を策定した。また、議員立法「性暴力被害者の支援に関する法律案」(性暴力被害者支援法案)、「特別養子縁組の促進等のための児童の養子縁組に関する法律案」(特別養子縁組促進法案)等を取りまとめた。

その他、一生涯にわたる女性の健康包括支援、妊産婦への支援の在り方、男女共同参画、子どもに関わる補正予算、本予算、ストーカー規制法改正について、ヒアリング、検討を行った。また、保育士等の処遇改善については、厚生労働部門、待機児童緊急対策本部と連携して検討を進めた(詳細 p.35)。

子ども・子育て支援法一部改正案の修正

閣法「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案」について、民主党・維新の党統一会派は、待機児童解消のために、保育士等の処遇改善が急務と考え、同法案の附則に、「保育士等の処遇の改善に資する措置、子ども・子育て支援に係る人材確保のための所要の措置を講ずる」等の追加が必要と考えた。与党との修正協議を経て、同法案は一部修正の上、成立した。

性暴力被害者支援法案の提出

2015年から検討してきた性暴力被害者支援法律案を、5月12日、民進党をはじめとする野党5党で衆議院に提出した(詳細 p.37)。



2016.3.7
特別養子縁組民間あっせん機関
「ベビーポケット」を視察



2016.5.12
性暴力被害者支援法案を
野党5党が衆議院に提出

特別養子縁組制度拡充に向けた立法措置

日本で社会的養護を必要としている約4万6千人の子どもたちの約9割は、施設で暮らしている。このような子どもたちが、より家庭的な環境で健やかに育つことができるよう、特別養子縁組制度の拡充に向けて、民進党は、閣法「児童福祉法等の一部を改正する法律案」に対する修正案と特別養子縁組促進法案の2法案を策定した。

閣法の修正案において、①都道府県は、児童を養子とする養子縁組に関する者への相談に応じ、援助を行う対象に特定妊婦が含まれることを明記する、②児童相談所は、養子縁組の援助等の業務に関し、必要な情報を共有すること等により相互に連携を図りながら協力する、等を追加した。修正案は5月18日に提出されたが、与党等の反対により否決された。

特別養子縁組促進法案では、養子あっせんに関する基本原則として、①児童の最善の利益を最大限に考慮する、②養子縁組あっせんに先立って、実親が養育できるよう援助する、③児童(出産前を含む)とりわけ乳幼児に対する家庭保育の確保の重要性を踏まえ養子縁組のあっせんを検討する、こと等を定めた。同時に、①養子縁組あっせん事業を行う者に関する許可制度の導入、②児童相談所及び民間あっせん機関の養子縁組あっせんに係る業務の適正な運営を確保するための措置、等を盛り込んだ。民進党案は5月27日に提出されたが、継続審議となった。

第2章 『次の内閣』の活動

5 総務・地域主権・政治改革

総務・地域主権部門では、総務省所管法案や内閣府所管の地方創生関連法案への対応、放送をめぐる諸問題や公職選挙法改正等に取り組んだ。

高市総務大臣の電波停止発言

放送法第4条に規定される政治的公平性の解釈について、政府は従来から「一つの番組ではなく放送事業者の番組全体を見て判断する」としてきた。しかし高市総務大臣は、これを補充的に説明するとして、「一つの番組のみ」でも、選挙中やそれに近接する期間で殊更に特定の候補者のみを相当の時間にわたり取り上げる特別番組を放送したり、国論を二分するような政治課題について一方の政治的見解を取り上げず、殊更に他の政治的見解のみを取り上げて繰り返し放送したりする場合は、政治的公平を確保しているとは認められないと述べた。そして、個別の番組でも放送局が政治的公平性を欠く放送を繰り返したと判断した場合、放送法違反を理由に電波停止命令を行う可能性に言及した。

高市大臣は「民主党政権でも法律は同じ」と説明したが、民主党政権では片山総務大臣（当時）が「法律にそういう大臣の権限はあるが、表現の自由にかかわることでもあるから、こちら（行政）側の態度としては至って謙抑的でなければいけない」と答弁している。厳格な要件の下で慎重であるべきとの考えであり、高市大臣の補充的説明とは異なる。

高市大臣発言はメディアを委縮させるおそれがあるため、民主党・維新の党統一会派は、発言撤回を求めた。さらに、放送・報道の政治的公平性の現状と影響について、関係団体や現場で報

道取材に携わった有識者等から意見聴取した。

不祥事続くNHK平成28年度予算

2015年末から2016年初頭にかけて、危険ドラッグ所持によるアナウンサー逮捕、タクシー券の不正使用、子会社職員による着服、子会社の土地取引に関する混乱など、NHKグループに関する不祥事が相次いだ。平成28年度NHK予算の審議では、特に土地取引に関するNHK上層部の関与の経緯を厳しく質した。

NHK理事会決定以外の非公式の役員連絡会で、土地代金や特例配当の予算からの付け外しが検討され、理事会議事録には、子会社の特例配当をやめるとしながら撤回した核心的な部分が詳細に記録されていなかった。その過程を明確にすべきと求めたが、十分な説明はなかった。

また「NHK関連団体ガバナンス調査委員会報告書」を約5,000万円もの莫大な随意契約で作成したことが、2015年のNHK予算審議で問題視された。この報告書の作成と同時期に、別の監査法人にほぼ同額の随意契約で監査依頼していたことも新たに発覚した。説明責任を果たさず、国民からの受信料を放漫かつ隠蔽的に扱うNHKの姿勢が明らかになった。

民主党と維新の党は、各種不祥事も舛井会長体制によるNHK全体のガバナンス低下が大きな要因と指摘して、不承認としたが、平成28年度NHK予算は与党等の賛成により承認された。

地域再生法改正案

190回通常国会に政府が提出した「地域再生法



2016.3.16 統一会派総務部門合同会議でNHK 予算を審議



2016.5.30 クォータ制導入のための公職選挙法改正案を衆議院へ提出

の一部を改正する法律案」は、①2014 年末に閣議決定された地方創生総合戦略に基づき、地方財政支援として地方創生推進交付金を創設する、②企業版ふるさと納税制度を導入する、③希望する中高年齢者が「まちなか」に移住して、必要に応じて医療・介護を受ける地域づくりを進める「生涯生活のまち」を制度化する、ものであった。

しかし、地方創生推進交付金は地方が使えるツールが増えるものの、どれだけ自由度の高い事業を自主的に手掛けられるかが見通せず、国費 1,000 億円は既存の交付金の付け替えが大半で小規模であった。企業版ふるさと納税制度は企業の認定NPO法人等への寄附金に対する損金算入に比べて優遇されており、認定NPO法人への寄附が減りかねなかった。「生涯生活のまち」制度は、政府の思い描く通りに事業が進むのか疑問があった。以上により、民進党は反対したが、同法案は与党等の賛成により成立した。

国家戦略特区法改正案

190 回通常国会に政府が提出した「国家戦略特別区域法の一部を改正する改正案」は、テレビ電話での服薬指導、過疎地等で観光客等の自家用車による有償運送、企業の農地取得等について、規制の特例を設けることが柱であった。

部門会議で検討した結果、企業の農地取得の特例制度は、企業が農地所有をやめて市町村に返上した場合、市町村が耕作放棄地を持ち続けることになりかねず、市町村・住民負担が増えるおそれがあること、過疎地等での観光客の自家用車による輸送は、観光客に限らず誰でも輸送でき、官認定の白タク行為と見られかねない

ことがわかった。企業の農地取得の特例や過疎地での観光客等向けの自家用車の活用は、制度設計が不十分であり、政府側の答弁も極めて曖昧だったため、民進党は反対した。しかし、同法案は与党等の賛成により成立した。

被選挙権年齢 5 歳引き下げへ

2016 年 1 月 5 日、岡田民主党代表は記者会見で、「被選挙権年齢を引き下げ、若い世代の考え方がしっかりと反映される政治を目指したい」と表明した。これを受け、部門会議では、被選挙権年齢の引き下げの在り方について議論を行った。民進党は、「日本国民の被選挙権は、原則として民法上の法的権利と責任が伴う成人年齢(満 20 歳)に達した際付与されるべきだが、参議院議員は二院制の歴史的経緯と意義について、都道府県の首長は人口規模や職務上の責任の大きさについて考慮し、一定の社会的経験や素養を踏まえた年齢で付与することが望ましい。その際、現行法での被選挙権付与の年齢差を尊重すべき」との見解をまとめ、各種選挙の被選挙権年齢を 5 歳引き下げる方向性を決定した。

公職選挙法等改正案

190 回通常国会では、2015 年の 189 回通常国会で民主党提出の投票機会拡大のための「公職選挙法及び日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案」、衆議院の定数削減とアダムズ方式による一票の較差是正を行う「衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案」など、各種の公選法改正案が議論された(詳細 p.34)。

第2章 『次の内閣』の活動

6 法務

法務部門は、継続審議の閣法・議員立法に加え、新規の閣法への対応、議員立法の提出等にも積極的に取り組んだ。特に、人権に関わる議員立法や政策議論が活発に行われた。

ヘイトスピーチ対策の実現

参議院法務委員会は、継続審査となっていた民主党提出の議員立法「人種等を理由とする差別の撤廃のための施策の推進に関する法律案」と閣法「刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」（刑訴法改正案）の審議で幕を開けた。

ヘイトスピーチを含め人種等を理由とした差別を禁止する法律の制定を目指す民進党と、刑訴法改正案成立を優先し、ヘイトスピーチ対策に消極的な与党の隔たりは大きかったが、対案を示さざるを得なくなった与党は、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律案」を参議院に提出した。

民主党案は、人種、皮膚の色、世系、民族的・種族的出身を理由とした差別的取扱いと侮辱、嫌がらせ等の差別的言動、さらには不特定者に対して行われる差別的言動までを禁止しているが、与党案は対象となる人や行為を限定し、行為に禁止規定を置かないなど、実効性が疑問視される内容であった。

民進党は、ヘイトスピーチ対策を前進させるため、ヘイトスピーチに侮辱も加え、その保護対象に難民申請者等を加え、法施行後の実態を踏まえて将来の見直し規定を加えることを、答弁や附帯決議で補い、与党の法案を賛成多数で成立させた。

刑訴法改正案は、2015年の189回通常国会で

の衆議院の審議段階で、民主党と維新の党が主導して修正を行った上で可決され、参議院に送付されていた。参議院でも改めて新たな捜査手法の導入等について慎重な審議を行った。政府は別件起訴後の取り調べの録音録画は可視化の対象外であるという答弁を行ったが、民進党は答弁を撤回させ、同法案を成立させた。

技能実習法案および入管法改正案

閣法「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」は、189回通常国会で提案理由説明まで終えていた。同法案は、外国への技能移転を通じて国際貢献することを目的とする技能実習制度の実態が、わが国の安価な単純労働従事者不足を補う手段とされたり、母国に比べて高い対価を得るために入国・就労する例があったり、技能実習希望者から不当な仲介料を徴収する者が介在したりするなど、問題を多々抱えることから、実習生の保護や運営の適正化を図るために提出されていた。

しかし、そもそも技能実習制度が技能を移転するという趣旨に沿って正しく機能しているのかという根本的な問題、賃金・労働時間などの条件や不当な取扱いに対する救済・対抗手段などの実習生に対する保護が万全と言えるのかといった論点、さらには技能実習の対象職種が法律事項ではないため、政府が日本再興戦略の一環として介護分野を加えようとしており、介護の質の低下のおそれが強いことなど、同法案の範囲を超えた疑問点も列挙された。

技能実習生の待遇や報酬基準を加え、技能実習生の移動の自由を確保する為の措置を明記す



2016.5.27 LGBT 差別解消法案を衆議院に提出



2016.5.27 第三者保証禁止法案を参議院に提出

る法案修正や介護の質を低下させないよう附帯決議案を作成する協議も行われたが、与党が採決を断念し、衆議院で継続審議となった。

給与関連 2 法案と定員法

裁判所判事報酬と検察官俸給の見直しを行う閣法「裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案」、「検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案」について、民主党・維新の党統一会派は、一般職・特別職の国家公務員や防衛省職員の給与に関する改正法案と一体で議論を行い、賛成を決定し成立した。

また、毎年提出される判事を含む裁判所職員の増減を定める「裁判所職員定員法の一部を改正する法律案」については、2015 年段階では民主党が定員増の理由を真摯に説明しようとし、ない政府等の姿勢を問題視して反対したが、政府が態度を改めたこともあり、民進党も賛成して成立した。

総合法律支援法改正

189 回通常国会に提出された閣法「総合法律支援法の一部を改正する法律案」は継続審議となっていた。その内容は、資力に乏しい人たちが抱えるさまざまな問題を法的に解決するために、法テラスの機能を見直し、①資力を問わず被災者の法律相談に応じる「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」の枠組みを大規模被災地に適用できるようにする、②ストーカー被害者の相談支援に対応する、③認知症患者が経済犯罪に巻き込まれる等の生活上の問題に福

祉と法テラスが連携して対応できるようにする、等であった。民進党は、法改正の意義を踏まえて賛成し、同法案は成立した。

再婚禁止期間短縮の実現

最高裁判所による違憲判決を受けて提出された閣法「民法の一部を改正する法律案」は、民進党主導による一部修正を実現した上で賛成し、成立した(詳細 p.36)。

民進党が提出して同時審議を求めた選択的夫婦別姓を導入する「民法の一部を改正する法律案」は、継続審議となった。

人権関連法案を議論

民進党はLGBT政策の議論を重ね、「性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案」を2016年5月27日に衆議院に提出したが、継続審議となった(詳細 p.36)。

2002 年以降、同和行政の根拠法が存在しない状態であったが、インターネットの普及によって新たな差別問題が生じていることから、「部落差別の解消の推進に関する法律案」を、5月19日、民進、自民、公明3党で衆議院に提出した。法務委員会で審議が行われたが、継続審議となった。

第三者保証禁止法案

189 回通常国会で民主党、維新の党等で提出した第三者保証を禁止する「民法の一部を改正する法律案」、民主党等が提出した「会社法の一部を改正する法律案」を、民進党他が190回通常国会で参議院に提出したが、廃案となった。

第2章 『次の内閣』の活動

7 外務・防衛、安全保障

外務・防衛部門では、安全保障調査会とともに、安倍政権の安全保障法制への対応を協議した。また、平素から外交や防衛の諸課題についてヒアリング等に取り組むとともに、政府提出法案・条約への対応を協議・決定した。

民主・維新の「基本的政策合意」にて方針確認

安倍政権が2015年9月に成立させた安全保障法制は、集団的自衛権の行使を認める「新三要件」が曖昧で歯止めとならないことや、政府が集団的自衛権を行使して対応しなければならないと説明する事例に蓋然性や切迫性が認められないこと等、多くの問題を含むものであった。同法の附則には6ヶ月以内の施行が規定され、2016年3月までには法律としての効力が生じることとなっていた。そのまま施行されれば、自衛隊の海外における活動の拡大に歯止めがかからなくなるばかりか、戦後、我が国が平和憲法の下で採ってきた海外で武力行使を行わないという平和主義の原則を、根底から変えてしまいかねないものであった。

一方、わが国を取り巻く諸情勢の変化や、安全保障環境の変容については、十分に対応しなければならない。そのため、憲法の範囲内で、我が国の平和・安全、国民の生命・財産、領土領海を守り、PKOをはじめとする国際的な安全保障環境を改善する活動を行う必要がある。民主党および維新の党は、これらの観点から、統一会派結成にむけて2015年12月に取りまとめた「基本的政策合意」において、「安全保障については、立憲主義と専守防衛を前提に、現実主義を貫く」ことで合意した。また、安倍政権が成立させた安

全保障法制に対しては「憲法違反など問題のある部分をすべて白紙化するとともに、我が国周辺における厳しい環境に対応できる法律を制定する」ことを明記した。

現実主義に基づく議員立法法案を提出

2016年の190回通常国会で衆議院の統一会派を結成した両党は、「基本的政策合意」の方針に基づき、政府が成立させた安全保障法制2法(平和安全法制整備法および国際平和支援法)を、いったん白紙に戻す内容の議員立法を策定した。また、過去に両党が共同で国会に提出していた領域警備法案を更新するとともに、我が国周辺の地域における日本の平和及び安全に重要な影響を与える事態(周辺事態)に対応するための周辺事態法改正案、国際連合平和維持活動等について、昨今の国際情勢およびニーズの変化に対応する内容とするPKO協力法改正案を策定した(詳細 p.32)。

2月には、これらの議員立法法案のうち、領域警備法案、周辺事態法改正案、PKO協力法改正案については民主党と維新の党の共同で、政府が成立させた安全保障法制2法をいったん白紙に戻す内容の法案については民主党と維新の党、共産党、社民党、生活の党の5党の共同で、それぞれ衆議院に提出した。

しかし安倍政権は、これら野党が提出した議員立法をまともに受け止めようとはしなかった。野党提出法案は、国会において一度も審議されることがないまま、3月29日には、安倍政権の安保法制の施行が強行された。



2016.2.18 領域警備法案・周辺事態法改正案・PKO法改正案を衆議院に提出

「思いやり予算」への対応を議論

政府は190回通常国会に、在日米軍駐留経費負担特別協定案を提出した。同案は、日米地位協定において米側に負担義務がある経費のうち、在日米軍基地で働く職員の労務費や、基地内の光熱費・水道費、訓練移転費などを日本側が負担する、いわゆる「思いやり予算」等に関し、現行規定が2016年3月末に失効するため、新たに今後の5年間について協定を締結するものであった。

思いやり予算は、我が国の安全保障に不可欠な在日米軍のプレゼンスを支えるものであり、必要なものである。ただし、娯楽性の高い施設で勤務している労務者の人件費や、家族住宅も含めた光熱水料等の負担の割合など、日本側の負担の在り方について納税者の理解を得られるものとすべく、これまでも内容の見直しが行われてきた。

これらの点について、外務・防衛部門では、政府等から入念なヒアリングを行い、法案対応について議論した。その結果、費用の負担額はピーク時(平成11年度)に比べ31%カットされていること、福利厚生施設で働く労働者数を段階的に515人減らすこととなっていること、光熱水料等の日本側の負担割合を72%から61%に引き下げることになっている等、指摘されてきた分野における一定の削減努力が認められることから、民進党は賛成し、同協定案は承認された。

外務・防衛の諸課題についてヒアリングを実施

2016年5月には、三重県においてG7伊勢志摩サミットが開催されるとともに、米オバマ大

統領が、現職米大統領として初めて被爆地・広島を訪問した。外務・防衛部門では、これらについて政府ヒアリングを行うとともに、有識者からの意見聴取等を通じて、国際的な政治、経済、安全保障の諸課題について議論を行った。

また、北朝鮮は、2016年1月6日に、水爆実験と称して過去4度目となる核実験を強行した。2月6日には、沖縄県上空を通過する長距離弾道ミサイル発射実験を行い、その後も累次にわたって各種ミサイルの発射等の暴挙を繰り返した。これら北朝鮮の動向について、政府からヒアリングを行い、対応の在り方について議論を行った。

政府提出法案・条約等への対応を決定

190回通常国会では、前述の在日米軍駐留経費負担特別協定案以外にも、2015年の189回通常国会から継続審議となっている3本の条約(日・カンボジア航空協定、日・ラオス航空協定、日・イラン受刑者移送条約)とともに、7本の条約(日・オマーン投資協定、日・イラン投資協定、日・ドイツ租税協定、日・チリ租税協定、日・インド租税協定改正、日・フィリピン社会保障協定、環太平洋パートナーシップ(TPP)協定)が審議された。そのうち、TPP協定以外の9本の条約について、民進党は賛成し、両院で承認された(TPP協定については詳細 p.33)。また政府から提出された在外公館名称位置給与法改正案についても賛成し、成立させた。

第2章 『次の内閣』の活動

8 財務・金融

財務・金融部門は、税制調査会と連携して税制改正について議論を行うとともに、アベノミクスの行き詰まりにより厳しさを増す経済財政について議論を行った。

平成 28 年度税制改正法案

2012年の税制抜本改革法には、法文に消費税の逆進性対策として、給付付き税額控除と軽減税率の双方を検討することが記されていた。

軽減税率には、①高所得の方が負担軽減額が大きい、②対象品目の線引きが困難、③事業者のコストが大きい、④巨額の財源が必要、といった問題がある。一方、必要な世帯に絞って消費税の負担を払い戻す給付付き税額控除は、上記①～③のような問題が生じず、所要財源も少なく済む制度であり、軽減税率より優れていることは明らかであった。

しかし、自民党は、軽減税率を主張する公明党との関係を重視し、給付付き税額控除の検討をろくに行わず、2015年12月16日、軽減税率の導入を含む平成28年度与党税制改正大綱を決定した。政府は、与党大綱に基づいて、2016年の190回通常国会に「所得税法等の一部を改正する法律案」(所得税法等改正案)を提出した。

一方、2016年2月24日、民主党・維新の党統一会派は、給付付き税額控除の導入を定める「消費税の逆進性を緩和するための給付付き税額控除の導入等に関する法律案」(給付付き税額控除法案)、格差拡大及び経済低迷に対応するため、個人所得・資産課税改革等を定める「格差是正及び経済成長のために講ずべき税制上の措置等に関する法律案」(格差是正等税制措置法案)を

対案として190回通常国会に提出した。

しかし、与党は両案の審議を行わず、たなざらしにし、3月29日、政府の所得税法等改正案が、民進党の反対にもかかわらず、与党等の賛成により成立した。

消費税 10%引き上げ再延期

2014年11月21日の記者会見で、『アベノミクス解散』と銘打って衆議院を解散した安倍首相は、「本当にあと3年で景気が良くなるのか。それをやり抜くのが私たちの使命であり、私たちの経済政策」、「平成29年(2017年)4月から確実に消費税を引き上げる」と大見得を切った。

しかし、2015年のGDP2次速報で、2014年の実質経済成長率は0%、2015年は0.5%と発表される等、国内経済の低迷が白日の下にさらされ、消費税引き上げには暗雲が漂い始めた。

2016年3月、安倍首相は、「国際金融経済分析会合」を立ち上げた。この会は、参院選前に消費税引き上げの再延期を打ち出すためのアリバイづくりとの指摘が当初から出ていた。

民進党は、アベノミクスの行き詰まりや、議員定数削減などの国民との約束が守られていないこと等を踏まえ、5月25日、消費税引き上げの2年延期などを内容とする「消費税率の引上げの期日の延期及び給付付き税額控除の導入等に関する法律案」(消費税引き上げ延期法案)を190回通常国会に提出した(詳細 p.31)。

5月27日、安倍首相は、伊勢志摩サミット終了後の記者会見で、新興国経済のリスク等を理由に消費税引き上げの再延期を表明したが、実際の理由がアベノミクスの行き詰まりであるこ



2016.2.19 財政健全化推進法案を衆議院に提出



2016.3.9 参議院本会議で所得税法等改正案について質問

とは明白であった。

その他政府提出法案への対応

復興債の発行期間を延長するとともに、5年間特例公債発行を可能とする等の「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案」が政府より190回通常国会に提出された。

財政健全化に後ろ向きである安倍政権下で、特例公債を5年間も国会の直接的な関与もなく発行可能とするのは問題である。民主党・維新の党統一会派は、特例公債は平成28年度に限るという修正案を提出したが、与党等の反対により否決され、3月31日に政府原案通り成立した。

190回通常国会には、「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案」、「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案」も政府より提出された。前者には日本企業の海外展開、後者には金融グループをめぐる環境変化等の観点から、民進党は賛成し、両案ともに5月11日に成立した。

マイナス金利の導入

日本銀行は、安倍政権誕生後、2年程度の期間で2%の物価上昇目標を実現するとして、いわゆる異次元の金融緩和を行ってきた。しかし、2年が過ぎても物価目標には到達せず、日銀の国債保有残高が急激に増える一方で、2016年年初から円高・株安傾向が続く中、日銀の限界がささやかれるようになった。そこで日銀は2016年

1月29日に突如マイナス金利政策を導入したが、円高・株安傾向は止まらず、逆に限界を印象付けることとなった。

財政健全化への取り組み

安倍政権は、歳出抑制には消極的な一方、成長による増収を過大評価した経済財政運営を続けてきた。そこで、民主党・維新の党統一会派は、持続可能な経済財政構造へと転換するため、2020年度P/B黒字化等財政健全化目標の法定化、財政運営戦略(10年)、中期フレーム(3年)に基づく予算編成の義務付け等を内容とする「国及び地方公共団体の責任ある財政運営の確保を図るための財政の健全化の推進に関する法律案」(財政健全化推進法案)を190回通常国会に提出したが、継続審議となった。

租税透明化法案等の議員立法を提出

民進党は、その他の財務・金融関係の課題についても、積極的に議員立法を提出した。

租税特別措置の高額適用についてより透明化する等の「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部を改正する法律案」、企業会計の慣行を参考にした国の財務書類の作成等を法定化する等の「国の財務書類等の作成及び財務情報の開示等に関する法律案」、資本金等の額が100億円を超える法人の名称、所得金額、法人税額等を公示する「法人税法の一部を改正する法律案」、企業の相談役、顧問等に関する情報開示を定める「金融商品取引法の一部を改正する法律案」を190回通常国会に提出したが、いずれも廃案となった。

第2章 『次の内閣』の活動

9 文部科学

文部科学部門では、チルドレンファーストで人への投資をさらに推進し、就学前教育から高等教育まで、保護者の経済状況によらず教育を受ける環境を整えるため、活発な議論を進めた。

また、4年後の東京オリンピック・パラリンピックを成功に導くため具体的な提案を行った。

若者の政治参加促進

18歳選挙権の実現を直前に控え、若者の政治参加や主権者教育推進に関心が集まった。

文部科学省は、2016年1月に生徒指導関係者向けQ&A(「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」(初等中等教育局長通知))を作成し、関係者に配布した。しかし、高校生が休日や放課後に政治活動に参加する際に、事前の学校への届け出制も認める内容等も含まれており、政治参加の推進ではなく抑制とも取れるものであった。

民進党は、主権者教育とは現実に起きている課題について自ら考え、行動することができるようにするための教育であり、国や文部科学省が必要以上の干渉や抑制をすべきではないと考え、委員会や部門会議で鋭く追及した。

給付型奨学金の創設に向けて

現在国の制度としての奨学金は貸与型のみである。大学や大学院を出ると同時に借金を背負い、返還に苦しむ人も少なくない。190回通常国会では、学生や返還当事者からの声が大きくなり、給付型奨学金創設を求める機運が高まった。

民主党・維新の党統一会派は、かねてより経済的な理由で進学を諦めることのないよう、高校

の完全無償化や高等教育における授業料減免、無利子奨学金の拡充を訴えてきた。さらに、給付型奨学金を早急に創設すべきとして、2016年3月には平成28年度予算の組み替え動議を提出したが、否決された。その後も、部門会議で給付型奨学金の創設に向けた具体的検討を進めた。

先端科学技術に関する研究者ヒアリング

190回通常国会では、「人工知能技術」、「再生医療」、「革新材料」について、現状や実用化に向けた取り組み、未来の構想などを世界の先端的研究を行う研究者よりヒアリングした。

科学技術の発展は、我が国の持続的発展や地球規模の諸問題の解決に必要不可欠である。支援の拡充、基金化などの制度構築、運用改善を行い、政策・立案をさらに進めていく。

オリンピック・パラリンピック準備推進法案

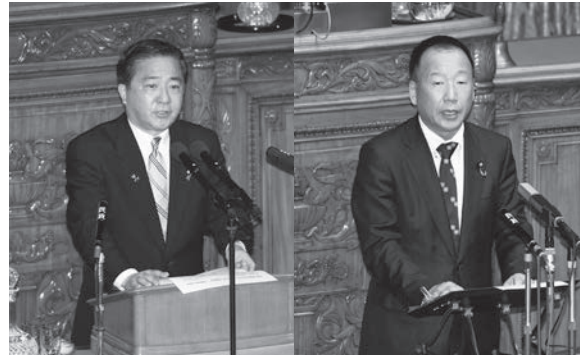
新国立競技場建設をめぐることは、政府の説明が二転三転し、その対応は都民・国民にとって到底納得できるものではなかった。また、その後もエンブレム決定における問題、さらには聖火台設置問題が発生したが、説明の内容とともに、責任の所在が明確ではなく、誰も全貌をつかめていない状況が明らかになるばかりであった。

そこで民主党・維新の党統一会派は、情報公開と透明性確保を進めるため、「東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律案」(オリンピック・パラリンピック準備推進法案)を3月22日に衆議院に提出した。

与党と協議の結果、大会費用の見積もりの項



2016.3.22 オリンピック・パラリンピック準備推進法案を衆議院に提出



2016.3.31,4.22 閣法「JSC 法・toto 法改正案」について衆参本会議で質問

目等が削除されたものの、国会報告を義務付ける点は合意を得た。民進党は提出案を取り下げ、衆議院文部科学委員長提案により全会一致で成立した。

JSC・toto 法改正案への対応

政府は、新国立競技場建設の財源を確保するために、スポーツ振興くじ「toto」の売上金額について、競技場に充てる割合を引き上げ、東京都の負担を定める「独立行政法人日本スポーツ振興センター法及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を改正する法律案」を190回通常国会に提出した。

「toto」の売上げ向上策や競技場運営の考え方など懸念される事項もあったことから、本会議での質問や委員会審議を慎重に進めた。民進党は、①先に提出したオリンピック・パラリンピック準備推進法案について与野党で協議を行い成立の見込みが立った、②建設費負担の国と都の取り決めは必要であり、さらなる国立競技場の建設財源確保の必要性は明らかである、ことから附帯決議を付した上で賛成し、同法案は成立した。

国立大学法人法改正案への対応

指定国立大学法人制度を創設し、国立大学法人等の資産の有効活用を図るため、政府は「国立大学法人法の一部を改正する法律案」を提出した。

民進党は、大学全体の在り方や、法令改正や基準見直し等で対応する授業料設定の弾力化等の進め方、地方大学と地方の活性化をどのように検討するのかなどの疑問点を質疑の中で確認し

た。その結果、附帯決議を付すことを条件に賛成し、同法案が成立した。

フリースクールへの支援と夜間中学の拡充

190回通常国会において、民進党は、自民、公明、おおさか維新と4党共同で、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案」を衆議院に提出した。

同法案は、教育基本法や児童の権利条約等の趣旨に基づき、すべての子どもの教育機会を確保するため、環境整備や必要な支援を行うものである。不登校の子どもへの支援や学校環境の整備、フリースクールへの支援、夜間中学等での就学機会の提供等を定めている。

法案策定にあたっては、不登校の子どもへの支援を法律で定めることでかえって子どもに不利益を及ぼすのではないかなどの懸念があった。民進党では、子どもの意思を尊重して、主体的な選択のもとに支援が行われるような配慮をすべきであるとして慎重な議論を続け、懸念事項については、委員会質疑で明らかにするとともに附帯決議で確認し、法案成立後は、文部科学大臣が作成する基本指針や検討状況を注視していくとしていた。しかし、国会会期との関係で審議に至らず、衆議院で継続審議となった。

通学路の安全対策強化に向けて

これまで民主党・維新の党が共同で複数回提出してきた「児童の通学安全の確保に関する施策の推進に関する法律案」は、与党と協議を行ったが折り合いがつかず、190回通常国会では法案の提出には至らなかった。

第2章 『次の内閣』の活動

10 厚生労働

厚生労働部門では、すべての人に居場所と出番がある共生社会実現のための議員立法の立案に注力した。

介護職員の処遇改善を主導

政府は190回通常国会に、雇用保険料率の引き下げ、育児・介護休業の見直し、マタニティハラメント対策など多岐に渡る内容を詰め込んだ「雇用保険法等の一部を改正する法律案」を提出した。安倍政権は「介護離職ゼロ」を標榜しておきながら、この閣法では介護休業・休暇の小幅な見直しが定められたのみであった。

介護離職を減らす根本的対策は、介護の人材不足を解消し、介護サービスを充実させることである。民主党・維新の党統一会派は人材不足解消のため、介護職員等の月給を1万円引き上げる「介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案」（介護職員等の処遇改善法案）を対案として野党5党で衆議院に提出した。

「介護離職ゼロ」に本気で取り組む意欲に欠ける政府・与党は、議員立法を否決した。閣法は不十分な内容であったが、仕事と介護・子育ての両立支援制度を一定程度充実させる内容もあったため、民主党・維新の党統一会派は賛成し、成立した。

児童扶養手当の更なる拡充を提案

安倍政権は190回通常国会に「児童扶養手当法の一部を改正する法律案」を提出した。児童扶養手当の多子加算を増額する内容だが、第2子と第3子以降の額に差をつけ、第3子以降の増額分を3千円にとどめた。

半数が貧困に苦しむひとり親家庭等に対する

経済的支援としては不十分な内容であるため、民主党・維新の党統一会派は対案として「児童扶養手当法及び国民年金法の一部を改正する法律案」を2016年3月17日に野党5党で衆議院に提出した。その内容は、①児童扶養手当等の支給対象を現行の18歳から20歳未満に拡大する、②多子加算について、第2子以降を一律1万円にする、③支払回数を年3回から毎月支払とする、ものであった。民進党は、両法案の審議で、①ひとり親家庭の子どもの大学等への進学率を向上させるために支給対象を拡大する必要がある、②第2子と第3子以降で差を設けるべきでない、③家計の安定のためには毎月支払が必要である、こと等を強く主張した。しかし、議員立法は、与党によって否決された。

閣法は、不十分な内容であるものの、多子加算の拡充という方向性は否定できないため、民進党は賛成し、成立した。

迅速な保育士の処遇改善を目指す

2016年2月の「保育園落ちた」というインターネット投稿が契機となって、保育園に子どもを預けられない保護者から、待機児童問題解消を求める怒りの声が噴出した。待機児童問題の根本的解決策は、保育士不足解消である。民主党・維新の党統一会派は、保育士等の月給を5万円引き上げる「保育等従業者の人材確保等に関する特別措置法案」（保育士等処遇改善法案）を3月24日、野党5党で衆議院に提出し、再三にわたって審議を求めた。しかし、与党が拒み、同法案は継続審議となり、喫緊の課題である保育士の処遇改善は先送りとなった(詳細 p.35)。



2016.2.18 統一会派の厚生労働合同部門会議を開催



2016.3.24 保育士等処遇改善法案を衆議院に提出

残業の上限を規制する法案を提出

長時間労働が仕事と家庭の両立や女性の社会進出を阻み、仕事の効率性を下げている。民進党は4月19日、過労死ゼロ、ワークライフバランスの実現、労働生産性向上のため、「労働基準法の一部を改正する法律案」（長時間労働規制法案）を野党4党で衆議院に提出したが、与党は同法案を審議しなかった（詳細 p.37）。

「一億総活躍」は看板倒れと一蹴

安倍政権は、国会での議論から逃げるかのように、190回通常国会閉会の翌日に「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定した。

同プランには、保育士や介護職員の処遇改善、長時間労働の是正など、民進党の提案を真似たような内容が並んでいた。しかし、長時間労働の規制は「再検討」とどまり、保育士給与の引き上げも2%（月額約6千円）に過ぎなかった。そもそも、与党は190回通常国会で、民主党・維新の党統一会派の介護職員等の処遇改善法案には反対して否決し、民主党・維新の党統一会派の保育士等処遇改善法案、民進党の長時間労働規制法案については審議しなかった。政府・与党がこれらの提案をことごとく否定しておきながら、参院選前になってより後退した内容の提案を出してきたことに対して、民進党は看板倒れ、選挙対策のパフォーマンスと批判した。

年金をリスクにさらす政府を追及

安倍政権が年金積立金の株式運用比率を倍増させた結果、株価下落によって、多額の運用損が出る恐れが高まった。そのため、民進党は厚生労

働省からヒアリングを行うなど、年金の運用状況を注視し続けてきた。

190回通常国会では、専門家から2015年度に5兆円の運用損が出たとの推計が出されたことも踏まえ、安倍政権に対し早急に2015年度の運用実績を公表するよう求めた。しかし、安倍政権は参院選への悪影響を懸念し、公表日を参院選後に先送りする方針を貫いた。政権維持のために年金を使って株高を演出したり、運用損を隠蔽したりすることは、国民に対する背信行為と言わざるを得ない。民進党は、安倍政権に対する批判を強めた。

政府に空き宿舍の国庫返納を促す

2015年10月、日本年金機構が保有する不動産について、3年も入居者がいない職員宿舍が7棟あるなど、約15億円相当の不動産が有効に活用されておらず、放置されているという問題が会計検査院から指摘された。この原因は、日本年金機構法で不要財産等を国庫に返納する規定が整備されていない点にある。

税金のムダ遣いとも言える状況を是正するため、民主党・維新の党統一会派は190回通常国会冒頭に、国庫納付の根拠規定を盛り込んだ「日本年金機構法の一部を改正する法律案」（空き宿舍国庫返納法案）を取りまとめた。これを受けて政府は、190回通常国会に提出した「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案」に国庫返納の規定を盛り込まざるを得なくなった。しかし、閣法は継続審議となり、国庫返納は先送りとなっている。

第2章 『次の内閣』の活動

11 農林水産

農林水産部門会議は、TPP大筋合意に伴う農林水産業への影響に関する調査を中心としつつ、木材違法伐採、企業の農地所有解禁、酪農改革など、続出する農政の課題にも対応し、現場の声を積極的に踏まえながら、精力的な活動を行った。

TPP大筋合意への対応

2015年10月5日、アトランタにおける閣僚級会合においてTPP協定交渉が大筋合意した。協定内容や各地域での課題を調査するため、民主党および維新の党はいずれも経済連携調査会を、民進党結党後も同調査会を組織した。調査会では、農林水産業のみならず、TPP協定の発効に伴い影響が及ぶ様々な分野に関して、政府や有識者から延べ19回のヒアリングを行った。

2016年1月19日には、民主党および維新の党経済連携調査会連名で、それまでの議論を整理した「TPP協定大筋合意に対する考え方(中間報告)」を取りまとめた。中間報告では、経済連携の推進は必要としつつ、農業分野では国会決議が守られたとは評価できないこと、自動車分野でも十分な結果が得られていないことなどを理由として、「守るべきものが守られておらず、攻めるべきものが攻められておらず、現時点において、国益が守られたとは評価できない。」との考え方を示した。

各地とも連携して党を挙げたTPP発効の影響に関する調査を行っていくために、民主党はTPP対策本部を設置した。同対策本部・調査会は、全国の県連担当者や総支部長を幹事に任命し、各地でのきめ細かな調査を実施した。2015

年12月15日には、全国幹事会議を開催し、本部でのヒアリング状況や各地での調査状況を共有する取り組みを行った。

さらに、同対策本部・調査会は合同で、北海道(2015年11月29日～30日)、新潟(2015年12月1日)、宮崎(2015年12月4日～5日)、高知・徳島(2016年3月13日～14日)で現地調査を実施し、農業や畜産業の現場の声を直接ヒアリングした。また、青森・島根などには講師を派遣し、研修会を開催した。

TPP協定および関連法案の審議にあたって民進党は、2016年4月22日、畜産農家の経営体質強化に関する議員立法を提出するなど、精力的な対応を行った(詳細 p.33)。

第24回参議院選挙における重点政策においては、党内におけるこれまでの議論や国会での議論を踏まえ、「今回のTPP合意に反対」との考え方を取りまとめた。

木材違法伐採への取り組み

海外において伐採された木材の取引規制が不十分であるため、多くの違法伐採木材が我が国に流入しているとの指摘を受け、2015年6月、民主党は森林・林業政策ワーキングチームを設置した。様々な立場の関係者からのヒアリングを経て、同年9月14日、事業者に対し、木材の合法性証明の取得を義務付けることなどを主軸とする中間報告を取りまとめた。

同ワーキングチーム役員を中心に、立法化作業を進め、2016年2月23日、議員立法「木材の適正な流通の確保に関する法律案」を立案した。同法案では、毎年度、取り扱う木材が合法に伐採



2016.3.14 経済連携調査会高知・徳島視察



2016.4.22 畜産関連法案を衆議院に提出

されたものであることを念入りに確認するため、木材事業者に、計画の策定・届出を求めるとともに、適正流通確保のために勧告・命令・刑事罰等を定めた。

その後、規制強化を主張する民進党は、合法伐採木材の流通促進を強調する自民党と修正協議を行った。協議の結果、法律の対象とする範囲の拡大や木材関連事業者が行うべき措置の追加等、自民党案を修正することで合意し、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律案」が、2016年5月13日に全会一致で成立した。

企業の農地所有解禁への対応

2016年3月、特区において企業などの法人が直接農地を取得することのできる規制緩和策を含む、閣法「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案」が国会に提出された。部門会議では、「なぜリースだと資金調達ができない部分が、所有だとできるのか」など異論が相次いだ。内閣府から十分な回答はなく、立法事実も不明確な中、衆参両院で、法案を所管する内閣委員会と農林水産委員会との連合審査が開かれ、活発な議論が行われた。民進党は反対したが、2016年4月28日に与党等の賛成により、同法案は成立した。

酪農改革への対応

政府の規制改革会議では、2015年末から、相次ぐバター不足の問題解消に向け、酪農改革の検討を開始した。翌2016年3月には、指定生乳生産者団体制度の廃止などを柱とする意見が取りまとめられた。

民進党では、部門会議で関係省庁からヒアリン

グを行ったが、会議では出席した議員から、検討されている規制改革が酪農を主産業とする地域に混乱を来すことが相次いで指摘された。

そのため、4月19日に開催された部門会議において「規制改革会議『生乳流通等の見直しに関する意見』に対する民進党農林水産部門会議決議」を決定し、即日公表した。決議では、酪農を主産業とする地域が混乱するのみならず、バター不足などの課題には何ら答えられるものではないと厳しく政府の姿勢を断じた。

政府提出法案・議員立法への対応

政府提出の「漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律案」、「森林法等の一部を改正する法律案」には、所要の附帯決議などを付した上で民進党は賛成し、成立させた。

また、与党議員立法「真珠の振興に関する法律案」については、宝飾品を所管する経済産業部門会議と共に議論を行い、真珠養殖発祥の地である伊勢志摩でのサミット開催などを控え、その重要性に鑑み民進党は賛成し、成立させた。

第2章 『次の内閣』の活動

12 経済産業

経済産業部門は、2016年参議院通常選挙に向けた公約検討をはじめ、中小企業対策、エネルギー政策などの幅広い分野の重要課題に積極的に取り組み、国会審議や部門会議での議論を通じて党の意見を反映させた。

再処理等拠出金法改正案を修正

政府は190回通常国会に「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案」（再処理等拠出金法改正案）を提出した。同法案は、2016年4月1日から電力自由化がスタートしたことを受け、使用済み燃料の再処理にかかる費用負担の在り方などを見直すものであった。具体的には、電力会社が必要な資金を外部に積み立てる現行の仕組みを改め、再処理等を行う認可法人制度を創設するとともに、電力会社が必要な資金を認可法人に拠出金として納付する制度を導入する内容であった。

経済産業部門会議では、エネルギー環境調査会など他部門とも連携し、核燃料サイクル政策の在り方から、法案内容の詳細部分に至るまで、8回に渡り議論を重ねた。その結果、同法案を修正、附帯決議を付した上で賛成することを決定した。政府・与党は、民進党からの提案を受け、法律の見直し検討開始時期を5年から3年へ前倒しする法案修正に応じたことに加え、見直しにあたっては政府答弁や審議の内容を踏まえて行うことを経済産業大臣の国会答弁などを通じて約束した。さらに、核燃料サイクル政策についての柔軟性確保、使用済み燃料の直接処分や暫定保管を可能とするための技術開発、利用目

的のないプルトニウムは持たない原則の堅持、青森県や六ヶ所村など立地自治体等関係者との信頼関係の維持などの附帯決議が付され、同法案は成立した。

その上で、民進党は「2030年代に原発稼働ゼロを実現」という方針を堅持することを前提に、核燃料サイクル政策、バックエンドに対する考え方をまとめるため、党内に「核燃料サイクル政策調査会」を設置した。同調査会では、有識者からのヒアリングを行った。

FIT法の改善

190回通常国会に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律案」（FIT法改正案）が政府より提出された。

いわゆるFIT法は、再生可能エネルギーの普及拡大を目指し、民主党政権時の2012年に成立したものである。法施行により固定価格買取制度が開始されて以降、再生可能エネルギー導入量は概ね倍増している。一方で、①FIT認定量の約9割を事業用の太陽光が占めており、電源間でのバランスが必要、②買い取り費用が1.8兆円に到達しており、国民負担抑制のためのコスト効率化が必要、③電力システム改革を通じた効率的な電力の取引・流通が必要、といった課題が明らかになってきた。

そこで、今回の法改正で、未稼働案件の発生を踏まえた新認定制度の創設、電気の使用者の負担を軽減する観点からの買取価格の見直し（入札制度の導入）などを行うこととなった。

経済産業部門会議では、環境部門、エネルギー



2016.2.25 中小企業社会保険料負担軽減法案を衆議院に提出



2016.4.27 部門会議で党の経済産業政策を協議

環境調査会と合同で、NPOや関係団体からヒアリングを行い、対応の検討を進めた。その結果、①入札の実施については、まずは対象を大規模太陽光発電に限定、②再生可能エネルギー発電事業者に対する不当な接続拒否が発生しないように基準を明確化、③電力多消費産業への賦課金減免制度の確実な維持、などの附帯決議を付して、民進党は賛成し、法案は成立した。

電力・ガスシステム改革の検証

経済産業部門の下に設置された「電力・ガスシステム改革フォローアップワーキングチーム」が中心となり、電力・ガスシステム改革の状況及び政府の取り組みについて、電力取引監視等委員会及び資源エネルギー庁などから断続的にヒアリングを行った。特に、2016年4月1日より電力の小売自由化が始まったため、国民への周知方法、託送料金の在り方、トラブルの発生状況などを中心に、改革にあたっての課題の検証を行った。

中小企業支援に邁進

中小企業の多くが、正社員を雇用できない理由として、社会保険料の事業主負担が重いことを挙げている。民進党は、日本の雇用・経済を支えている中小企業が人材を確保し、正社員を増やせる環境整備を進めるため、「中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給に関する法律案」（中小企業社会保険料負担軽減法案）を2016年2月25日に衆議院に提出した（詳細 p.38）。

一方、190回通常国会に政府より提出された「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法

律の一部を改正する法律案」（中小企業等経営強化法）は、国が「事業分野別指針」を策定し、その指針に基づき「経営力向上計画」を策定した中小企業者等に、固定資産税の軽減（3年間半額）などの支援が受けられるようにするものである。同法案は、中小企業等の経営の強化を図り、生産性を向上させるために必要な措置であり、制度活用における政府の取り組みを促す附帯決議を付して民進党も賛成し、成立した。

平成28年度税制改正に対応

経済産業部門では、平成28年度の税制改正に向け、全26の関係団体との意見交換を行い、車体課税の見直し、外形標準課税の適用拡大に反対、事業承継税制の抜本的拡充、研究開発促進税制等の充実、資源開発促進税制の充実などを政府に強く働きかけるよう要望を取りまとめた。こうした要望内容は、民進党の政策として、2016年参議院通常選挙の公約や政策集に盛り込まれた。

特に車体課税については、自動車ユーザーの負担軽減が急務であることから、簡素化・負担軽減・グリーン化の観点から抜本的に見直し、①環境性能課税の導入には反対する、②自動車重量税の廃止を前提に、少なくとも本則税率に上乘せされた当分の間税率の廃止等の負担軽減措置を講ずる、③直ちに自動車取得税を廃止する、④グリーン化特例が期限を迎えるため、ユーザー負担を増加させないための措置を講ずる、⑤四輪車・二輪車の増税撤回を含め、負担軽減措置を講ずる、ことを政府に強く働きかけた。

第2章 『次の内閣』の活動

13 国土交通・沖縄北方

内閣提出法案等への対応

190 回通常国会の衆参国土交通委員会には、閣法「踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案」、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律案」、「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案」、「港湾法の一部を改正する法律案」、「宅地建物取引業法の一部を改正する法律案」、「海上交通安全法等の一部を改正する法律案」の6法案と、国会承認案件「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件」(2件)が付託された。国土交通部門で協議した結果、民進党として全ての法案等に賛成した。

航空保安法案を提出

伊勢志摩サミットや、東京五輪(2020年)に向けて、国際的なテロの発生や日本に来訪する外国人観光客等の増加を踏まえ、テロ・ハイジャック対策の重要性が高まっている。民進党は、「航空保安体制を強化するための航空機強取等防止措置に係る体制の強化のための施策の推進に関する法律案」(航空保安法案)を取りまとめ、2016年5月27日に参議院に提出した。

同法案は、①国、地方公共団体、空港管理者、航空運送事業者、その他関係者の役割分担を明確化し、国の役割を強化する、②テロ・ハイジャック対策の業務に従事する者の資格や教育訓練の在り方を検討し、必要な措置を講ずる、③テロ・ハイジャック対策として、旅客や荷主の協力のあり方を検討し、必要な措置を講ずる、④これらの措置が持続的に実施されるように、航空運送

事業者の費用負担に配慮しつつ、国の一般財源による負担を含めて検討し、必要な措置を講ずる、などを主な内容とする。同法案は審議未了廃案となった。

その他の議員立法への対応

与党側から、「無電柱化推進法案」、「自転車活用推進法案」、「道路運送法及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案」などが190回通常国会会期末に唐突に提起された。しかし、時間の制約から、国会会期中の法案登録・法案審査等には至らなかった。次期国会以降、必要な法案については、関係者、有識者等の意見も十分に踏まえ、引き続き丁寧に議論していくことを改めて確認した。

整備新幹線に関する考え方

3月26日の北海道新幹線開業を前に、民主党・維新の党統一会派は、「整備新幹線に関する考え方」を取りまとめた。主な内容は、①北陸新幹線の2020(平成32)年度「福井」先行開業は認めないこと、②九州新幹線及び北陸新幹線へのフリーゲージ実用化促進に伴う整備の在り方、③北海道新幹線の青函トンネル共用区間及び札幌延伸の在り方、④北陸新幹線・敦賀以西ルートの検討、⑤四国地方の在来線高速化と新幹線導入に向けた調査の検討、⑥並行在来線の経営支援の必要性及び現行スキームの維持・拡充、⑦整備新幹線区間の最高速度(毎時260km)の引き上げの検討、などであった。



2016.1.24 軽井沢のバス転落事故現場を視察



2015.10.31 国立戦没者墓苑で手を合わせる沖縄研究会役員ら

第2回国際ドローン展を視察

4月20日から幕張メッセで開催された、「第2回国際ドローン展」を視察し、各企業の先進的な取り組みについての意見交換を行った。

ドローン(小型無人機)については、首相官邸屋上へのドローン落下事件(2015年4月)、ロンドン西部にあるヒースロー空港で、旅客機とドローンが衝突した事故(2016年4月17日)をはじめ、これまでも国内外で数多くの事件が発生してきた。こうした事態を受け、既に成立している「改正航空法」(2015年12月に施行)等に関する議論をさらに深めた。

軽井沢バス転落事故

1月15日、長野県北佐久郡軽井沢町の国道18号線で、貸切バスが国道から転落し、乗員乗客41名が負傷、内15名が死亡する大惨事が発生した。

民主党と維新の党は直ちに「軽井沢バス転落事故対策プロジェクトチーム」を設置し、現地を視察した。さらに、①貸切バス事業に新規参入する際には、安全確保に関するチェック機能を強化する、②既に事業に参入している事業者等については、監査の実効性を向上させ、安全確保に関するチェック機能を強化する、③運転者の運転技術、労務管理等のチェック機能を強化し、安全確保を図る、④運賃制度の遵守をはじめ、旅行業者を含めて、安全確保のための対策を強化する、⑤衝突被害軽減ブレーキ、ドライブレコーダー等の設置を義務付けし、ハード面での安全対策を強化する、⑥事業者の法令遵守を指導するとともに、違反業者に対する罰則をこれまで

以上に強化する、ことなどの再発防止策を取りまとめ、国土交通大臣に対して申し入れを行った。

その他の国土交通関連事故への対応

190回通常国会会期中には、上述の軽井沢バス転落事故のほか、新千歳空港JAL機エンジン発煙事故(2月23日)、八本松トンネル事故(3月17日午前)、千葉県グライダー墜落事故(3月17日午後)、八尾空港小型機墜落炎上事故(3月26日)、新名神橋桁落下事故(4月22日)、羽田空港C滑走路地盤改良工事施工データ改ざん(5月6日)、羽田空港内に犬が侵入し航空機運航に影響(5月11日)、東武東上線脱線事故(5月18日)、羽田空港大韓機エンジン出火事故(5月27日)など、重大な事故等が相次いで発生した。国土交通部門ではその都度、国土交通省をはじめ、関係者等との意見交換を行い、再発防止策等を議論してきた。

沖縄研究会の再設置

2015年6月23日に民主党に設置された「沖縄研究会」は、2015年末までに、「沖縄戦全記録」、「沖縄の歴史」、「日本の安全保障と沖縄」、「沖縄の近現代史」、「沖縄の経済と財政」といったテーマを中心に、有識者等との議論を重ねてきた。伊江島、国立沖縄戦没者墓苑、沖縄県公文書館、首里城、OIST(沖縄科学技術大学院大学)をはじめ、歴史、文化、社会構造、経済、産業、地域振興等に関する現地視察も行った。

同研究会は、民進党の結党、委員会構成等の変更に伴い、『次の内閣』の下に再設置された。

第2章 『次の内閣』の活動

14 環境・エネルギー

環境・エネルギー分野では、地球温暖化対策、エネルギーミックス、再生可能エネルギー導入拡大等の課題に積極的に取り組み、政策の取りまとめ、議員立法の提出等を行った。

石炭火力発電所新設と地球温暖化対策

政府のエネルギーミックスでは、2030年に石炭火力の電源構成比は26%とされている。石炭火力発電はCO₂排出量も多く、一旦建設されれば長期にわたりCO₂排出が固定化されることになる。ところが、NGOの調査では、国内での石炭火力発電所の新設計画が2000万kw以上もあり、すべてが建設されれば2030年の温室効果ガス削減中期目標も2050年の長期目標も達成できなくなる。環境部門では、無秩序な石炭火力発電所の建設が行われないよう十分な歯止めが必要であるとの認識から、政府に対応を求めた。2016年2月に経済産業省、環境省から示された枠組みにおいても、どのように石炭火力発電所の比率を抑えるかについては、不明な点が多く、今後も十分な監視を行いつつ、必要な規制を検討していくこととなった。

地球温暖化対策推進法改正案に修正求める

2015年12月のCOP21において、主要排出国を含むすべての国が、削減目標を5年ごとに提出・更新することや、世界共通の長期目標を2°C目標とすること等を内容とするパリ協定が採択された。政府の2030年温室効果ガス26%削減目標は、2050年の長期80%削減目標と整合しておらず、先進国としての責任を果たしていないものとなっている。しかも、政府が190回通

常国会に提出した「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」は、地球温暖化対策の推進に関する普及啓発の強化、二国間クレジットの推進、地方自治体が共同で計画を策定できるようにすることのみを内容とするもので、削減目標達成の実効性が担保されていなかった。加えて、もう一方の重要な温暖化対策である地球温暖化の悪影響に備える「適応策」について全く触れられていないなど極めて不十分な内容であった。

環境部門会議では、関係者からヒアリング等を行い、①2050年長期目標の明記、②2030年中期目標と長期目標の整合性の確保、③政策形成への市民参加の確保、④「適応策」に関する法律の制定、を主な内容とする修正案を、民進党として190回通常国会に提出した。

修正案は否決されたため、民進党は政府案には反対した。しかし同時に、①長期的展望に立った温暖化対策の推進、②2050年に向けた長期戦略の策定、③適応計画の法定計画化、④再生可能エネルギーの最大限導入と省エネルギーの最大限推進、等を内容とする附帯決議を提案して受け入れられた。

エネルギーミックス・温暖化対策

エネルギー環境調査会では、地球温暖化対策の長期目標と統合的な排出抑制が必要であり、温暖化対策が最良の防災・減災対策であるとの観点から、エネルギーミックスと温室効果ガス削減目標について検討を進めた。そして、徹底した省エネルギーと再生可能エネルギーの最大限の導入を大前提とするエネルギーミックス・温



2016.4.28 分散型エネルギー社会推進4法案を衆議院に提出



2016.2.21 山形で地中熱を利用した空調システムを視察

室効果ガス削減目標を取りまとめた。

省エネルギーでは、老朽化施設の更新や建物断熱義務化等により 2010 年比-1 億 kl の省エネを行うとした。再生可能エネルギーについては、電源の 30%の導入が可能であるとした。火力発電については、温暖化制約もあり、高効率天然ガス発電を当面の基幹電源とし、原子力発電については従来通り 2030 年代原発稼働ゼロを目指すとした。これらの施策により、温室効果ガス削減は、1990 年比-30%を目標とした。

分散型エネルギー社会推進 4 法案

地域の資源を活かした分散型エネルギーによるエネルギーの地産地消は、災害時のエネルギーセキュリティの向上、熱の有効利用も含めたエネルギーの徹底的な活用が可能のためエネルギーロスが少なく、富の流出を防ぎ地域活性化・雇用創出効果見込めることなど、多くの長所を有している。このような小規模分散型エネルギーの普及・拡大を後押しし、エネルギーの地方分権を実現することが求められている。

2015 年の 189 回通常国会に提出し審議されないまま廃案となった、分散型エネルギー利用を進める交付金制度を創設する「分散型エネルギー利用の促進に関する法律案」、廃熱情報の公開等を行い熱利用を進める「熱についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源及び廃熱の利用を促進する等のためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案」、国の施設の省エネ・再エネ設備の導入を義務化する「国等によるその設置する施設の省エネルギー・再生可能エネルギー源利用改修の

実施等に関する法律案」について、内容を充実させるとともに、ドイツで地域での分散型エネルギーを供給し地域に利益を還元する主体となっているエネルギー協同組合を日本でも設立可能とする「エネルギー協同組合法案」（詳細 p.38）についても検討を進め、民進党は 2016 年 4 月 28 日に 4 法案を提出した。

4 法案は民進党の目標である 2030 年に再生可能エネルギー 30%、温室効果ガス 30%削減を実現するための具体的な提案となっているが、全く審議されないまま継続審議となった。

原発再稼働への対応

福島第 1 原発事故の後、国内の原発が稼働しない状況が続いていた。しかし、想定通りの避難が可能なのか、避難先の受け入れ体制は十分なのか等の疑問も多く、住民の不安が解消されているとは言い難いまま、政府は原発の再稼働に踏み切った。民進党は、国が避難計画に責任を持たない限り、原発を再稼働すべきでないとの立場から、「原子力災害対策特別措置法の一部を改正する法律案」を提出したが、全く審議がなされないまま継続審議となった。

さらに、2016 年 6 月には、運転開始 40 年超の高浜原発 1、2 号機の運転延長が原子力規制委員会で認められることとなった。原子力規制委員会が耐震性確認の実証試験を補強工事が完了した後に実施するなど手続的な問題も大きく、60 年運転の必要性に関する説明が政府から全くなされていないことから、民進党は、運転延長は認められるものではないとのコメントを発表した。

第2章 『次の内閣』の活動

15 復興

2011年3月11日に多くの命が失われ、未曾有の被害をもたらした東日本大震災が発生してから、2016年で5年を迎えた。被災した東北各地が国や全国各地の皆様からの支援と協力のもと復旧・復興に懸命の努力を続けている中、民主党・維新の党の統一会派、そして民進党は被災者に寄り添って、被災地再生をやりとげるため、全力を傾注してきた。

大震災5年以降も全力で復興に取り組む

2016年3月11日、東日本大震災から5年を迎えた。民主党は「東日本大震災から5年を迎えるにあたって」、維新の党は「東日本大震災から5年を迎えての党声明」を、それぞれの党首名で発表し、復興に全力を尽くしていく姿勢を打ち出した。

民主党・維新の党の統一会派の復興合同部門会議においては、新党結党後も引き続き、東日本大震災からの復興に全力で取り組むことを確認した。また、『次の内閣』復興部門会議だけでなく、党の運動体として、東日本大震災復旧・復興推進本部、東京電力福島第1原子力発電所事故対策・福島復興推進本部が設置された。

東日本大震災からの復興、福島再生に向けては、二つの本部・復興部門会議の三位一体で、最大級の取り組みをしていく体制が構築された。

参議院選挙公約・政策集の取りまとめ

第24回参議院通常選挙に向けて、復興に係る選挙公約・政策集の取りまとめに精力的に取り組んだ。

二つの本部、復興部門会議でたたき台を作成



2016.4.11
被災3県で復興加速4法案に関する
意見交換会を開催



2016.5.14
復興加速4法案を衆議院に提出

し、被災3県や、東北地方自治体議員フォーラムとの意見交換などを経て、5月に復興に係る政策を取りまとめた。

「集中復興期間」(5年間)に続く2016年度以降の5年間も、地域の声を十分に踏まえ、全額国庫による負担を原則とすることなどを盛り込んだ。

民主党政権下では、復興交付金、特別交付税さらにはグループ補助金、企業立地補助金、二重ローン対策など前例のない財政支援等が行われてきたが、安倍内閣が全額国庫負担の原則を取りやめ、地方に負担を求める方策に転換したことを踏まえたものである。

復興加速4法案を提出

2016年3月11日から復興創生期間に入ったが、復興は道半ばである。民進党は、二つの本部と復興部門会議が合同で、復興を加速させるための復興加速4法案の検討に入った。被災3県で意見交換会を行い、法案の取りまとめを行った(詳細 p.39)。

民進党、共産党、生活の党、社民党は、野党4党共同で、「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案」を衆議院に提出した。

また、民進党単独で「災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案」、「東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律案」、「東日本大震災からの復興の推進のための相続に係る移転促進区域内の土地等の処分の円滑化に関する法律案」を衆議院に提出した。

復興4法案は衆議院で審議されることなく、継続審議となった。

第3章 焦点となった法案への対応

アベノミクスの行き詰まり等を踏まえ対応

1

消費税引き上げ延期法案

消費税引き上げ延期法案を提出

超少子高齢化が進行し、膨大な財政赤字を抱えた中、将来世代に負担を先送りしないためには、本来、2017年4月に消費税を引き上げるべきであった。

しかし、アベノミクスの行き詰まりにより、実質賃金は低下、消費は低迷し、格差が拡大するなど国民生活は厳しさを増している。また、国民との約束であった身を切る改革も先送りされ、問題の多い軽減税率導入が強硬に押し進められる中、消費税引き上げに国民の納得が得られるような状況にないことは明らかであった。

そこで、2016年5月、民進党は、消費税の10%への引き上げを2019年4月に再延期する等を含む「消費税率の引上げの期日の延期及び給付付き税額控除の導入等に関する法律案」（消費税引き上げ延期法案）を190回通常国会に提出した。

消費税率引き上げ再延期の条件

同法案には、社会保障と税の一体改革の際の国民との約束を勘案し、消費税率の引き上げ再延期の条件として、①年金・医療・介護の充実、子育て支援は、消費税引き上げを待たずに予定通り2017年4月から実施、②不断の行財政改革を推進、③2020年度までに基礎的財政収支を黒字化する等の財政健全化目標を確実に達成、④逆進性対策として問題の多い軽減税率を廃止し、所得に応じて給付や減税を行う給付付き税額控除を導入、することを盛り込んだ。

なお、④の規定を盛り込んだ関係で、すでに190回通常国会に提出していた「消費税の逆進

性を緩和するための給付付き税額控除の導入等に関する法律案」は撤回した。

国会での議論なしに再延期を表明

民進党は、予算委員会や党首討論等において、安倍首相に消費税引き上げを再延期する考えはないか、再三問いただした。安倍首相は、「リーマン・ショックあるいは大震災級の影響のある出来事が起こらない限り」予定通り引き上げるとの答弁を繰り返した。

しかし、5月27日、安倍首相は、伊勢志摩サミット終了後の記者会見で、消費税引き上げの再延期を表明した。その理由については、新興国経済のリスク等を踏まえた「新しい判断」というだけで済ませた。

多くの有識者から、新興国経済のリスク等を理由とすることはこじつけとの批判の声が上がった。実際に大きな危機に直面しているのは、世界経済ではなく、日本経済および国民生活であり、参議院選挙を前に人気取りで、消費税引き上げの再延期を表明したことは明らかであった。

安倍首相は、2014年の衆議院開催の際の記者会見で、「（消費税引き上げを）再び延期することはない」、「必ずやその経済状況をつくり出すことができる」などと大見得を切ったが、見るも無残な結末となった。退陣に値する完全な公約違反、経済失政であったが、安倍首相は参院選で信を問うと筋違いのことを述べ、国会での議論を行おうとしなかった。

民進党の消費税引き上げ延期法案も審議されないまま、190回通常国会は閉会された。

第3章 焦点となった法案への対応

立憲主義と専守防衛を前提に現実主義を貫く

2 安保法制関連法案

安倍政権の安保法制の白紙化を求める

安倍政権が 2015 年に成立させた安全保障法制は、国家の根幹をなす立憲主義を揺るがすものであった。2016 年 2 月 19 日、民主党・維新の党統一会派は、他の野党と共同で、これをいったん白紙に戻す内容の平和安全法制整備法廃止法案、国際平和支援法廃止法案を提出した。

また、2 月 18 日にこれら法案の提出に先立ち、わが国を取り巻く諸情勢の変化や、安全保障環境の変容にも対応するため、民主党・維新の党統一会派は、領域警備法案、周辺事態法改正案、PKO 協力法改正案を、国会に提出した。

我が国の領域を守る「領域警備法案」

領域警備法案では、離島等わが国領域において武力攻撃に至らない事態、いわゆる「グレーゾーン事態」が生じたとき、①海上保安庁が行っている警備を補完する必要があるとき自衛隊が海上警備準備行動を行う、②警察機関の配置状況や本土からの距離等の事情によって不法行為への適切な対処に支障が生ずるおそれがある区域を領域警備区域として定めるとともに、区域内における不法行為発生の予防・対処のために領域警備行動を実施できる、③領域警備区域内において、治安出動や海上警備行動等に該当する事態が発生した場合に、個別の閣議決定を要せずこれらの行動が下令できるようにする、こと等を定めた。

周辺事態法の支援内容を拡充・適正化

安倍政権の安保法制は、「周辺事態」を「重要影響事態」に改めることで、「周辺」の概念をなくし

た。これに対し、周辺事態法改正案は「周辺」の概念を堅持した。一方で、新たな安全保障環境に効果的に対応できるよう、①従来は日本領域内では認められていなかった補給、修理・整備、医療等の後方支援を公海上でも可能にする、②周辺事態が発生した場合に退避しようとする邦人等に対して、自衛隊による食事や医療の提供、生活物資の配布、船舶に対する給油・給水等の支援活動を可能にする、こと等を定めた。

PKO活動等における新たなニーズへの対応

PKO 活動においては、伝統的な停戦監視から長期的な平和構築活動へと活動の軸足が変化する中で、PKO 協力法制定時に想定されていた任務の範囲を超える新たなニーズが生じている。そのため、PKO 協力法改正案では、①元戦闘集団等の DDR (武装解除・動員解除・社会復帰) や、警察機関などの治安部門における SSR (治安部門改革) を行う、②紛争により混乱を生じた地域における立法・行政・司法・警察・矯正等事務について、助言・指導・監督等を可能にするため、「国際的な行政機関等支援活動」を創設する、③PKO 活動に従事する文民等からの緊急の要請を受けたとき、国連事務総長等の承諾に基づいて、これら文民の生命・身体の保護を自衛隊が実施する「文民等保護措置」を行う、こと等を定めた。

一度も審議せず安保法制の施行を強行

しかし、これらの議員立法は一度も審議されることがなかった。安倍政権は、3 月 29 日に安保法制の施行を強行した。

第3章 焦点となった法案への対応

隠される情報 守られない国益

3 TPP協定

2015年10月、参加検討開始から5年を経て、米国アトランタでの閣僚級会合でTPP協定交渉が大筋合意された。2016年3月8日、政府より条約「環太平洋パートナーシップ協定の締結について承認を求めるの件」と、11の法改正を束ねた整備法案が190回通常国会に提出された。法案審議のために衆議院に環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会（衆TPP特委）が設置された。

審議に先立ち、民進党では連日委員が分野別に政府へのヒアリングを行ったが、合意までの具体的な論点や日本側の主張等は明確にならなかった。再三資料要求した結果、4月5日、政府が衆TPP特委理事懇談会に資料を提出した。しかし、文字がすべて黒塗りになっていた上、経緯説明のため出席を求めた担当副大臣・政務官が理由なく欠席したこともあり、衆TPP特委は初日冒頭から紛糾した。

熊本地震よりTPPを優先する政府・与党

4月16日に発生した平成28年熊本地震の救助作業が続く中、政府・与党は4月18日、野党の審議延期要請を拒否し、強引に委員会を開催した。自民党国対委員長は「安倍首相の『TPPの議論をぜひ進めてほしい』との意向もある」と発言し、TPPの成立を焦り、被災者を置き去りにする乱暴な国会運営が明白となった。

前代未聞の委員長の情報漏洩

衆TPP特委で厳しい追及が行われる中、衆TPP特委員長が、自民党TPP対策委員長や農林水産大臣時に得た情報などを基に出版を企

図していることが明らかになった。民進党がその原稿と思われる資料を入手したところ、原稿には「公表できない」と政府が繰り返していた情報も含まれていた。委員長の行為は国会に対する悪質な情報隠しである等として、野党側は政府や委員長を厳しく追及した。

守られた「重要5項目聖域」はゼロに

その後の議論では、国会決議で与党ともに聖域とするよう求めた重要5項目594品目のうち、無傷と言えるものはゼロだったという事実が明らかになった。国会決議が守られていないだけでなく、関係大臣が数字を把握せず答弁できない事態も生じ、三度審議は紛糾した。

畜産対策で対案提出

民進党は、国会での質疑と並行して、2015年の189回通常国会で衆議院へ提出したTPP等に関する情報公開法案の審議を強く求めた。また、190回通常国会で、畜産農家の経営体質強化を図る「畜産物の価格安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案」を、4野党共同で衆議院へ提出した。政府がTPP関連法案として提出した畜産振興関連法案は、TPP協定発効時に現在の交付金を恒久化するものであり、畜産農家の減少に十分対処できない。議員立法は法施行後に交付金を即時支給することとした。

以上、野党側の鋭い追及を受け、政府・与党は、190回通常国会での同条約の承認、同関連整備法案の成立を断念し、継続審議とした。

第3章 焦点となった法案への対応

投票機会拡大、衆議院定数削減と一票の較差是正、クォータ制導入へ

4 公職選挙法等改正案

投票機会の拡大を実現

民主党は2015年の189回通常国会で、投票機会や方法を拡大する観点等から、①大規模小売店舗や駅等での投票等、選挙当日の投票区外投票の解禁、②期日前投票所の増設や開閉時間の弾力化、③洋上投票の対象拡充、④投票所への子ども同伴が可能であることの明確化、⑤地方議会の選挙運動用ビラ配布解禁、⑥要約筆者への報酬支払解禁、を内容とする「公職選挙法及び日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案」を提出し、継続審議となっていた。

一方、閣法「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案」が190回通常国会に提出された。選挙執行経費の定例改正のほか、①選挙当日の「共通投票所」を解禁する、②期日前投票所の開閉時間を2時間以内で繰上げ・繰下げ可能にする、③投票所へ入れる子どもの範囲を18歳未満まで拡大する、との内容であり、民主党案と重なるものが多かった。

民進党は、2時間以内という期日前投票開始時間の更なる繰上げについて法施行状況を見て検討すること等を盛り込むことで与党と合意し、閣法は修正の上成立した。

民主党提案の洋上投票の対象拡充と要約筆者への報酬支払解禁についても与野党で合意し、「公職選挙法の一部を改正する法律案」が委員長提案で成立した。

地方議会の選挙運動ビラ配布解禁については、速やかに検討を進め、必要な措置を講ずるべきとの委員会決議が採択された。

衆議院定数削減と一票の較差是正

2016年1月、衆議院議長の諮問機関「衆議院選挙制度に関する調査会」が、①議員定数の10削減、②都道府県別定数配分はアダムズ方式で分配し、10年ごとの大規模国勢調査結果の人口に基づき行う、等の答申を行った。

この答申の実施をめぐり、自民党・公明党は2020年の大規模国勢調査結果から実施する「衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案」を提出した。民進党は、答申を忠実に実施するため、2010年の大規模国勢調査を基にアダムズ方式による見直しを即時実施する「衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案」を提出した。両案は同時に審議され、民進党は与党等の反対により否決された。自公案は答申実施の先送りであるとして民進党は反対したが、与党等の賛成により成立した。

政治分野のクォータ制導入関連法案を提出

政治分野での男女共同参画を目指す超党派の議員連盟が、クォータ制導入に関する理念法と公選法改正案を取りまとめ、各党で持ち帰り検討することとなった。

民進党は速やかに党内協議を進め、男女候補者ができる限り同数となることを目指す基本原則を定めた「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律案」を他の野党と共同で衆議院に提出した。衆議院比例代表名簿にクォータ制を選択導入できる「公職選挙法の一部を改正する法律案」も民進党単独で5月30日に衆議院に提出した。両案はいずれも継続審議となった。

第3章 焦点となった法案への対応

子どもを守る待機児童対策

5

保育士等処遇改善法案

2016年2月の「保育園落ちた」というインターネット投稿が契機となって、保育園に子どもを預けられない保護者から、待機児童の解消を求める怒りの声が噴出した。

民進党は、速やかに待機児童緊急対策本部を設置し、待機児童の保護者、保育所関係者等から生の声、現場の声を聞き、検討を進めた。

一方で、3月28日に政府が公表した待機児童緊急対策は、保育の質を低下させ、子どもにつけを回すという根本的な問題を有しているものであった。民進党は談話を発表し、政府の緊急対策は、「窮地に立たされている保護者の要請に真摯に向き合ったものでなく、全く不十分で、期待はずれ、的はずれであり実効性も乏しいと言わざるを得ない」と厳しく批判した。また、根本的な問題である保育士不足を解消するためには、保育士の大幅な処遇改善が必要不可欠であること、安易な規制緩和により、保育の質や子どもの安全を犠牲にする詰め込み保育にしてはならないことを指摘した。

保育の「質の確保」と「量の拡大」の両立

待機児童の保護者や保育関係者等からのヒアリングを重ね、民進党は4月19日に、「待機児童の解消に向けた緊急提言～『質の確保』と『量の拡大』の両立により、『子どものための保育』を実現する～」を公表した。

主な内容は、①隠された待機児童を含めた実態を把握し、市町村ごとに情報公開を行う、②保育士等の給与を1人あたり1ヶ月5万円引き上げる、③長時間労働を抑制し親子で過ごす時間を確保するため、育児休業取得、在宅勤務、育児

中の短時間勤務を促進する等、仕事と子育ての両立を支援する、④子どもの安全と良質な保育環境を守るため、国の保育士の人員配置基準、子ども1人あたりの面積基準を堅持しつつ、自治体が独自に定めている上乘せ基準を尊重する、⑤縦割り行政をなくし、子どものための保育所開設促進や運営者の負担軽減を実現する、等である。

抜本的な保育士等の処遇改善

3月24日、前記提言に先立って民主、維新、共産、社民、生活の野党5党は「保育等従業者の人材確保等に関する特別措置法案」(保育士等処遇改善法案)を共同で衆議院に提出した。

同法案は、待機児童の解消に保育士の待遇改善が不可欠との考えに立ち、①国は保育等従業者の給与を平均して1人当たり月額5万円引き上げるための助成金を支給する、②国は、児童養護施設の従業者、放課後児童健全育成事業に従事する者その他の社会的養護を含めた子ども・子育て支援に関する事業に従事する者の給与を平均して1人当たり月額5万円引き上げるための助成金を支給する、ことを定めている。

しかし、与党は同法案の審議を拒否し、継続審議となった。政府が6月に公表した「ニッポン一億総活躍プラン」においても、保育士等の処遇改善は小幅にとどまった。

第3章 焦点となった法案への対応

性自認・性的指向で
差別されない社会へ

6 LGBT 差別解消法案

当事者の声に応える

民主党・維新の党法務合同部門会議は、2015年春に民主党に設置されたLGBT政策検討ワーキングチームの政策検討を継承し、性自認・性的指向による差別の禁止や、雇用における差別や学校でのいじめなど当事者が悩み苦しむ具体的事案について、国・地方自治体および事業者に対応を促すこと等を定めた「LGBT差別解消法案」の骨子案を取りまとめた。

民主・維新両党は、「差別解消」に取り組むことが当事者の強い願いであることを重く受け止め、党派を超えて成案を得るため、叩き台として骨子案を超党派議員連盟の場に提案することとした。

「差別解消」か「理解増進」か

自民党でもLGBTに関する検討を行う特命委員会が設置された。しかし、出されてきたのは、LGBTに対する「理解を増進」させるために現在の省庁の取り組みを推進することを柱とする法案にすぎなかった。

差別禁止を期待している当事者からは与党案に対して失望の声が上がり、超党派議連での協議も膠着状態に陥った。そのため、民進党は超党派議連へ提示していた骨子案を条文化し、「性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案」として、2016年5月27日に共産・生活・社民と共同で提出した。同法案は継続審議となった。

多様な考えや価値観をお互いに尊重しながら、LGBT当事者らも自由に暮らしていける社会を目指して、国会で審議を求めていく。

再婚禁止期間の
廃止に向かう第一歩

7 民法改正

違憲判決への対応に踏み出す

2015年12月に最高裁判所は、再婚禁止期間の100日を超える部分について違憲とする判決を下すとともに、夫婦別姓は国会が議論するべきであるとの意見を示した。この判決を受け、政府は、再婚禁止期間を短縮する「民法の一部を改正する法律案」を提出した。民進党は、最高裁意見を踏まえ、選択的夫婦別姓制度の導入、再婚禁止期間の短縮、婚姻年齢の統一を柱とする「民法の一部を改正する法律案」を共産・生活・社民と共同で2016年5月12日に提出した。

再婚禁止期間廃止に着手

違憲判決を受けた法律を改正するとともに、立法に議論を委ねられた課題に取り組むことも重要である。民進党は、選択的夫婦別姓の導入や婚姻年齢を統一するため、政府法案審議と同時に議員立法の審議を求めた。一方、与党は会期が残り少なく、審議時間が足りなくなことを理由に政府案のみの審議入りを求めた。

議員立法は、女性だけに再婚禁止期間を設けること自体が両性の本質的平等に反するという指摘を踏まえ、再婚禁止期間の廃止を前提とした見直し規定を置いていた。与党は、この規定を政府提出法案に反映させるので政府法案を審議するよう提案し、野党も再婚禁止期間の廃止に向けた一歩を確保できるという判断からこれに応じた。政府案は全会一致で修正・成立した。

なお、継続審議となった議員立法については、国会での審議を求めていく。

第3章 焦点となった法案への対応

ワンストップ
センターの設置

8 性暴力被害者 支援法案

2015年より検討を続けてきた性暴力被害者支援法案について、有識者、関係団体からヒアリングを重ね、民進党案を取りまとめた。

その内容は、性質上支援を求めることが困難であるという性暴力被害の特性に鑑み、①各都道府県に1箇所以上の性暴力被害者ワンストップ支援センターを設置する、②性犯罪等被害者支援のための施策を総合的に策定し、必要な財政上等の措置を講ずる、③国及び地方は、ワンストップ支援センターへの援助などを定める性犯罪等被害者支援基本計画を策定する、④基本計画の策定をはじめ関連する施策の立案過程に、性犯罪等被害者やその支援者などが参加し、実態に即した形の支援が行われるようにする、⑤都道府県は、性犯罪等被害者支援計画の策定を支援する、⑥性犯罪等被害者の状況、政府が講じた性犯罪等被害者支援施策の実施の状況に関する報告書を公表する、⑦ワンストップ支援センターに対する財政上の援助など支援体制を整備する、⑧刑法強姦罪の適切な見直しを行うとともに、刑事手続きにおける被害者の負担を可能な限り軽減する方策や、未成年者に対する性犯罪に係る公訴時効について検討を行う、こと等である。

5 党共同で衆議院へ提出

2016年5月12日、民進党、共産党、おおさか維新の会、生活の党、社民党の5党は、共同で議員立法「性暴力被害者の支援に関する法律案」を衆議院に提出し、継続審議となった。

仕事と家庭の
両立を強力に支援

9 長時間労働 規制法案

長時間労働を助長する政府案

長時間労働は仕事と家庭の両立や女性の社会進出を阻み、仕事の効率性を下げている。長時間労働を規制することが求められているにもかかわらず、政府は2015年の189回通常国会に過重な長時間労働を助長する「労働基準法等の一部を改正する法律案」（残業代ゼロ法案）を提出した。内容は、残業代や深夜割増賃金等を支払わなくてもよい「高度プロフェッショナル制度」を導入すること、長時間労働の温床となっている裁量労働制の対象業務を拡大すること等である。

長時間労働を規制する民進党案

これに対して民進党は2016年4月19日、「労働基準法の一部を改正する法律案」（長時間労働規制法案）を野党4党で衆議院に提出した。内容は、①労使協定によって延長できる労働時間に上限を設ける、②始業から24時間を経過するまでに、一定時間以上の休息時間を与えることを義務付ける、③裁量労働制について、使用者が労働者の「健康管理時間」（事業場内にいた時間と事業場外で労働した時間の合計）を把握・記録し、それを一定範囲内とする措置を講ずることを制度導入の要件とする、等である。

政府・与党は、民進党案を審議しなかった上に、「ニッポン一億総活躍プラン」では時間外労働の規制について「再検討」という消極的な方針を示すにとどめた。そのため、喫緊の課題である長時間労働の規制は先送りされることになった。なお、閣法、民進党案ともに継続審議となった。

第3章 焦点となった法案への対応

中小企業の
人材確保を後押し

10 中小企業社会保険料 負担軽減法案

我が国の中小企業・小規模事業者は約385万
者で、企業数の99.7%、雇用者数の約7割を占
め、経済・社会における重要な地位を占めてい
る。しかし、安倍政権の経済政策の対象は、大企
業・黒字企業が中心であり、中小企業を取り巻
く経済環境はいまだ厳しい状況が続いている。

民進党は、雇用と地域経済を支える中小企業
に対して、赤字法人も含めた十分な支援が必要
であると考え、中でも、正規労働者を雇用する
際の社会保険料は、赤字法人であっても負担し
なくてはならず、中小企業者が新たに正規労働
者を雇い入れる上で阻害要因となっていること
に着目した。

社会保険料の事業主負担を軽減

中小企業の多くが社会保険料の事業主負担を
重く感じている中、民進党は中小企業が正規
雇用によって人材を確保できる環境を早急に整
えるため、「中小企業正規労働者雇入臨時助成金
の支給に関する法律案」(中小企業社会保険料負
担軽減法案)を2016年2月25日に提出した。

民進党案では、法施行後5年以内に正社員を
増加させた中小企業に助成金を支給する。具体
的には、新たに正社員を雇い入れた中小企業に
対し、その新たに雇い入れた正社員ごとに社会
保険料の事業主負担分の2分の1に相当する額
を10年間にわたって支給することとしている。

同法案は、経済政策は人間のためにあるとい
う理念を具現化し、持続可能な経済成長を実現
するためにも必要不可欠な法案である。にもか
かわらず、与党の協力が得られなかったため、衆
議院では審議されず継続審議となった。

エネルギー
地産地消の担い手

11 エネルギー 協同組合法案

ドイツでは地域活性化の主体に

日本では多くの地域で、過疎化や少子高齢化
が進展し、また、化石燃料代などのコスト支払い
分が地域外に流出する中で、地域経済の疲弊が
深刻化している。一方、ドイツでは地域にある資
源(太陽光・風力・小水力・地熱・バイオマス等)
を利用することでエネルギーを自給し、さらに
地域外に供給することで、地域が活性化してい
る。その中核を担うのがエネルギー協同組合で
ある。営利を目的とせず、組合員の民主的な意思
決定により運営がなされ、その利益は組合員や
地域に還元されている。しかし、日本の協同組合
制度は縦割りのため、エネルギー協同組合を設
立することができない。民進党は、豊かで持続可
能な地域を築くためにも、「エネルギー協同組合
法案」の速やかな制定が必要と考え、検討を進め
てきた。

エネルギー協同組合法案の提出

関係者との意見交換を重ねた結果、①エネル
ギー利用協同組合とエネルギー供給協同組合の
2つの形態とする、②少人数での設置を可能と
する、③個人のみならず小規模事業者でも出資
を可能とする、など小さな集落でも設立が容易
となるよう要件を工夫した。組合の設立、管理、
監督等に関する規定については、他の協同組合
に関する法律の規定と同等の規定を設けること
とした。

民進党は、同法案を2016年4月28日に衆議
院に提出したが、全く審議されず、継続審議と
なった。法制定を求める声は大きく、今後も早期
成立を目指して取り組んでいく。

第3章 焦点となった法案への対応

5年を過ぎた東日本大震災からの復興を加速

12

復興加速 4 法案

被災地で意見交換を行い法案作成

2016年3月11日、東日本大震災から5年を迎えた。復興創生期間に入ったが、今なお避難生活を強いられ、仮設住宅で暮らしている人もいるなど復興は道半ばである。

民進党の東日本大震災復旧・復興推進本部、東京電力福島第1原子力発電所事故対策・福島復興推進本部、『次の内閣』復興部門は連携して、復興を加速するための法案の取りまとめを行った。

岩手県盛岡市、宮城県仙台市、福島県郡山市で復興推進本部を、仙台市で東北地方自治体議員フォーラムを開催し、被災地の方々と意見交換を行い、法案作業に反映させた。

また、法案検討中に熊本において大きな地震が発生したことから、東日本大震災のみならず、熊本の地震被害にも対応できるものとして準備を進めた。

4月、民進党は、「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案」（被災者生活再建支援法改正案）、「災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案」（災害弔慰金支給法改正案）、「東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律案」（東日本大震災特区法案）、「東日本大震災からの復興の推進のための相続に係る移転促進区域内の土地等の処分の円滑化に関する法律案」（土地等処分円滑化法案）からなる復興加速4法案を取りまとめた。

被災者生活再建支援法改正案を提出

被災者生活再建支援法改正は、5月13日に共産党、生活の党、社民党と共同で衆議院に提

出された。

同法案では、希望する人の3割程度の人しか住宅再建に着手できていないこと、災害公営住宅のみで対応するにはコストがかかることに鑑み、被災者生活再建支援制度を拡充することとした。具体的には、被災者生活再建支援金の加算支援金の最高額300万円を500万円に引き上げること、国庫補助割合を2分の1から3分の2へ引き上げること、半壊住宅への支援措置を検討することなどを盛り込んだ。

災害弔慰金支給法改正案等を提出

災害弔慰金支給法改正案、東日本大震災特区法案、土地等処分円滑化法案は、5月13日に民進党単独で衆議院に提出された。

災害弔慰金支給法改正案は、災害関連死の判断に国としての基準がなく、それぞれの自治体が独自に行っている現状を改め、国として一定の基準を設けて、市町村が認定していく仕組みを構築するものである。

東日本大震災特区法案は、公共事業に充てる土地は、相続登記未了、所有者不明等の用地も含めて手続きが終わらなければ事業に着手できない現状に対応し、手続き中であっても円滑に復旧・復興事業に着手できるよう、権利取得・土地利用開始を可能とする制度を創設するものである。

土地等処分円滑化法案は、津波被害等で使うことができなくなった土地の処分を円滑に行うために民法等の特例を設けるものである。

しかし、復興4法案は衆議院で審議されることなく、継続審議となった。

第3章 焦点となった法案への対応

労働基本権の確立・
人勸制度の廃止

13 国家公務員制度 改革3法案

政府の給与関係法案への賛成に当たって

民主党・維新の党の統一会派は、政府提出の国家公務員の給与に関する給与関係5法案に賛成した。

その際、民主党、維新の党で、労働基本権の確立を前提に、人事院勧告制度の廃止等を盛り込んだ法案を出すことについて合意した。

国家公務員制度改革3法案を提出

合意を受け、民主党・維新の党内閣部門合同会議で議論した結果、「国家公務員法等の一部を改正する法律案」、「国家公務員の労働関係に関する法律案」、「公務員庁設置法案」からなる国家公務員制度改革3法案を取りまとめ、2016年3月17日に衆議院に提出した。

その目的は、時代の変化に対応して、国民のニーズに合致した、効率的で質の高い行政サービスを実現し、公務員がやりがいを持って存分に能力を発揮できる環境をつくることにある。具体的には、①国家公務員の労働基本権を拡大し、労使交渉で給与などの労働条件を決めることができるようにした上で、労働基本権制限の代償措置として設けられた人事院勧告制度を廃止する、②交渉の窓口として新たに「公務員庁」を内閣府に設置する、ことを定めた。

人事院及び人事院勧告制度を廃止し、労使が職員の勤務条件について真摯に向き合い、当事者意識を高め、自律的に勤務条件を決定し得る仕組みとなることに大きな意義がある。

しかし、国家公務員制度改革3法案は衆議院で審議されず、継続審議となった。

政治家と公務員接触の
記録義務付け

14 政官接触記録 作成法案

政官ゆ着に対する疑惑や不信を断つために

甘利経済再生担当相をめぐる口利きと現金授受問題が取りざたされる中、行政機関の職員等が国会議員等と接触した場合の記録の作成を義務付けるための実効ある法律が欠落していることが明らかになった。

そこで、民主党・維新の党内閣部門・公務員制度改革調査会合同会議は、国会議員等による特定の者の利益を図るあっせん等に関し、行政機関等の事務・事業の公正さが担保されるようにするための検討を進めた。その際、公務員が置かれている立場にも十分配慮して、法案を取りまとめた。そして、民主党・維新の党統一会派は「政官接触記録の作成等に関する法律案」を2016年3月25日に衆議院に提出した。

特定個人・法人に関する事項は記録作成を

現在、政官接触記録の作成等については、国家公務員制度改革基本法、閣僚懇談会申し合わせに規定があるが、実効性のあるものとはなっていない。

そのことを踏まえ、同法案では、行政機関の職員に対して、行政機関の事務または事業に関して、国会議員等と接触した場合、特定の個人または法人その他の団体に関する事項を示された時は、記録を作成しなければならないと規定している。

しかし、法案は衆議院で審議されず、継続審議となった。

提出会派略称:

【衆】民=民主・維新・無所属クラブ→民進党・無所属クラブ、自=自由民主党、公=公明党、共=日本共産党、お=おおさか維新の会、結=改革結集の会、生=生活の党と山本太郎となかまたち、社=社会民主党・市民連合
 【参】民=民主党・新緑風会→民進党・新緑風会、共=日本共産党、元=日本を元気にする会・無所属会、社=社会民主党・護憲連合、生=生活の党と山本太郎となかまたち、改=新党改革・無所属の会、各=会派に属しない議員

民進党(民主・維新統一会派)が取り組んだ議員立法

提出回数-議案種類-提案番号	法案名	提出会派	提出者	190国会での審議状況
190-衆-1	国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案	—	議院運営委員長	成立
190-衆-2	公職選挙法の一部を改正する法律案	—	政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長	成立
190-衆-3	国及び地方公共団体の責任ある財政運営の確保を図るための財政の健全化の推進に関する法律案	民	前原誠司・小川淳也・今井雅人・木内孝胤	継続
190-衆-4	領域等の整備に関する法律案	民	大島敦・長島昭久・大串博志・後藤祐一・玉木雄一郎・緒方林太郎・石関貴史・青柳陽一郎・篠原豪・井出庸生・高井崇志・太田和美	継続
190-衆-5	周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律及び周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律の一部を改正する法律案	民	大島敦・長島昭久・大串博志・後藤祐一・玉木雄一郎・緒方林太郎・石関貴史・青柳陽一郎・篠原豪・井出庸生・高井崇志・太田和美	継続
190-衆-6	国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案	民	大島敦・長島昭久・大串博志・後藤祐一・玉木雄一郎・緒方林太郎・石関貴史・青柳陽一郎・篠原豪・井出庸生・高井崇志・太田和美	継続
190-衆-7	我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律を廃止する法律案	民共生社	高木義明・石関貴史・大島敦・大串博志・後藤祐一・玉木雄一郎・緒方林太郎・青柳陽一郎・篠原豪・井出庸生・高井崇志・太田和美・(穀田恵二・玉城デニー・照屋寛徳・志位和夫・赤嶺政賢)	継続
190-衆-8	国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律を廃止する法律案	民共生社	高木義明・石関貴史・大島敦・大串博志・後藤祐一・玉木雄一郎・緒方林太郎・青柳陽一郎・篠原豪・井出庸生・高井崇志・太田和美・(穀田恵二・玉城デニー・照屋寛徳・志位和夫・赤嶺政賢)	継続
190-衆-9	消費税の逆進性を緩和するための給付付き税額控除の導入等に関する法律案	民	古川元久・岸本周平・柿沢未途・木内孝胤	撤回
190-衆-10	格差是正及び経済成長のために講ずべき税制上の措置等に関する法律案	民	古川元久・岸本周平・柿沢未途・木内孝胤	継続
190-衆-11	中小企業正規労働者雇い臨時助成金の支給に関する法律案	民	中根康浩・細野豪志・近藤洋介・伴野豊・後藤祐一・升田世喜男・落合貴之	継続
190-衆-12	介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案	民共生社	泉健太・山井和則・山尾志桜里・初鹿明博・井坂信彦・(中島克仁・高橋千鶴子・玉城デニー・吉川元)	否決
190-衆-13	国家公務員法等の一部を改正する法律案	民	大島敦・古本伸一郎・近藤洋介・階猛・小川淳也・佐々木隆博・逢坂誠二・後藤祐一・緒方林太郎・高井崇志・篠原豪・井坂信彦・柿沢未途・落合貴之・木内孝胤・坂本祐之輔・松田直久	継続
190-衆-14	国家公務員の労働関係に関する法律案	民	大島敦・古本伸一郎・近藤洋介・階猛・小川淳也・佐々木隆博・逢坂誠二・後藤祐一・緒方林太郎・高井崇志・篠原豪・井坂信彦・柿沢未途・落合貴之・木内孝胤・坂本祐之輔・松田直久	継続
190-衆-15	公務員庁設置法案	民	大島敦・古本伸一郎・近藤洋介・階猛・小川淳也・佐々木隆博・逢坂誠二・後藤祐一・緒方林太郎・高井崇志・篠原豪・井坂信彦・柿沢未途・落合貴之・木内孝胤・坂本祐之輔・松田直久	継続
190-衆-16	児童扶養手当法及び国民年金法の一部を改正する法律案	民共生社	初鹿明博・井坂信彦・長島昭久・西村智奈美・山井和則・(高橋千鶴子・玉城デニー・吉川元)	否決
190-衆-17	地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案	—	災害対策特別委員長	成立
190-衆-18	有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法案	自民公お結	逢坂誠二・高木義明・松原仁・鷲尾英一郎・(谷川弥一・今津寛・河野正美・佐藤茂樹・鈴木義弘・武部新・遠山清彦・中野洋昌・額賀福志郎・細田健一・細田博之・宮路拓馬)	成立
190-衆-19	平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律案	民	平野博文・長島昭久・太田和美・松田直久	撤回
190-衆-20	成年後見制度の利用の促進に関する法律案	—	内閣委員長	(修正後)成立
190-衆-21	成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案	—	内閣委員長	成立
190-衆-22	保育等従業者の人材確保等に関する特別措置法案	民共生社	山尾志桜里・山井和則・阿部知子・柿沢未途・初鹿明博・(堀内照文・玉城デニー・吉川元)	継続
190-衆-23	政官接触記録の作成等に関する法律案	民	大島敦・階猛・後藤祐一・緒方林太郎・高井崇志・篠原豪・井坂信彦・柿沢未途	継続
190-衆-24	公職選挙法の一部を改正する法律案	—	政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長	成立
190-衆-25	衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案	民	今井雅人・逢坂誠二・落合貴之	否決
190-衆-27	労働基準法の一部を改正する法律案	民共生社	井坂信彦・長妻昭・山井和則・西村智奈美・高橋千鶴子・玉城デニー・吉川元)	継続
190-衆-28	畜産物の価格安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案	民共生社	岸本周平・近藤洋介・佐々木隆博・逢坂誠二・玉木雄一郎・柿沢未途・(島山和也・玉城デニー・吉川元)	継続
190-衆-29	合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律案	—	農林水産委員長	成立
190-衆-30	分散型エネルギー利用の促進に関する法律案	民	奥野総一郎・田嶋要・近藤洋介・高井崇志	継続
190-衆-31	熱についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源及び廃熱の利用を促進する等のためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案	民	田島一成・田嶋要・福島伸享・井坂信彦	継続
190-衆-32	国等によるその設置する施設の省エネルギー・再生可能エネルギー源利用改修の実施等に関する法律案	民	中根康浩・田嶋要・神山洋介・松田直久	継続
190-衆-33	エネルギー協同組合法案	民	福島伸享・田嶋要・田島一成・落合貴之	継続
190-衆-34	義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案	自民公お	長島昭久・笠洋史・郡和子・(丹羽秀樹・河村建夫・青山周平・田野瀬太道・浮島智子・富田茂之・伊東信久)	継続
190-衆-35	酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案	—	財務金融委員長	成立

提出回数・議案種類・議案番号	法案名	提出党派	提出者	190国会での審議状況
190-衆-36	発達障害者支援法の一部を改正する法律案	—	厚生労働委員長	成立
190-衆-37	民法の一部を改正する法律案	民共生社	井出庸生・逢坂誠二・山尾志桜里・枝野幸男・(畑野君枝・高橋千鶴子・玉城デニー・吉川元)	継続
190-衆-38	性暴力被害者の支援に関する法律案	民共お生社	阿部知子・重徳和彦・(池内さおり・斉藤和子・浦野靖人・玉城デニー・吉川元)	継続
190-衆-39	被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案	民共生社	野田佳彦・細野豪志・黄川田徹・郡和子・金子恵美・階猛・(高橋千鶴子・田村貴昭・玉城デニー・吉川元)	継続
190-衆-40	災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案	民	野田佳彦・細野豪志・黄川田徹・郡和子・金子恵美・階猛	継続
190-衆-41	東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律案	民	野田佳彦・細野豪志・黄川田徹・郡和子・金子恵美・階猛	継続
190-衆-42	東日本大震災からの復興の推進のための相続に係る移転促進区域内の土地等の処分の円滑化に関する法律案	民	野田佳彦・細野豪志・黄川田徹・郡和子・金子恵美・階猛	継続
190-衆-43	民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律案	自民公お	岸本周平・(山本ともひろ・上田勇・丸山穂高)	継続
190-衆-44	平成二十八年熊本地震災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案	—	災害対策特別委員長	成立
190-衆-45	平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律案	—	文部科学委員長	成立
190-衆-46	国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律案	—	内閣委員長	成立
190-衆-47	特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案	—	内閣委員長	成立
190-衆-48	部落差別の解消の推進に関する法律案	自民公	逢坂誠二・井出庸生・(二階俊博・山口壯・門博文・宮崎政久・若狭勝・遠山清彦・江田康幸)	継続
190-衆-49	真珠の振興に関する法律案	—	農林水産委員長	成立
190-衆-52	消費税率の引上げの期日の延期及び給付付き税額控除の導入等に関する法律案	民	山尾志桜里・古川元久・岸本周平・柿沢未途・木内孝胤	継続
190-衆-54	行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案	民	階猛・逢坂誠二・後藤祐一・大島章宏・西村智奈美・篠原豪	継続
190-衆-55	公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案	民	階猛・逢坂誠二・後藤祐一・大島章宏・西村智奈美・篠原豪	継続
190-衆-56	特別養子縁組の促進等のための児童の養子縁組に関する法律案	民	田嶋要・阿部知子・古本伸一郎・岸本周平・初鹿明博	継続
190-衆-57	性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案	民共生社	西村智奈美・山尾志桜里・細野豪志・井出庸生・(池内さおり・玉城デニー・吉川元)	継続
190-衆-60	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律案	民共生社	中川正春・山尾志桜里・逢坂誠二・郡和子・黒岩宇洋・重徳和彦・篠原豪・落合貴之・(畑野君枝・高橋千鶴子・玉城デニー・吉川元)	継続
190-衆-61	公職選挙法の一部を改正する法律案	民	逢坂誠二・中川正春・山尾志桜里・郡和子・黒岩宇洋・重徳和彦・篠原豪・落合貴之	継続
190-参-1	自殺対策基本法の一部を改正する法律案	—	厚生労働委員長	成立
190-参-2	平成二十八年度における公債の発行の特例に関する法律案	民生	大久保勉・尾立源幸・大塚耕平・小林正夫 櫻井充・藤本祐司・前川清成・(主演了)	否決
190-参-3	法人税法の一部を改正する法律案	民共社生改	大久保勉・足立信也・大塚耕平・尾立源幸・藤末健三・安井美沙子・(大門実紀史・福島みずほ・主演了・平野達男)	審議されず
190-参-4	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部を改正する法律案	民	尾立源幸・大塚耕平	審議されず
190-参-5	国の財務書類等の作成及び財務情報の開示等に関する法律案	民	尾立源幸・大塚耕平	審議されず
190-参-7	会社法の一部を改正する法律案	民共元社生改	大久保勉・大塚耕平・小川敏夫・尾立源幸・藤本祐司・(仁比聡平・松田公太・福島みずほ・谷亮子・平野達男)	審議されず
190-参-9	金融商品取引法の一部を改正する法律案	民共社生改	大久保勉・尾立源幸・大塚耕平・白眞勲・前川清成・(大門実紀史・福島みずほ・主演了・平野達男)	審議されず
190-参-10	航空機強取等防止措置に係る体制の強化のための施策の推進に関する法律案	民元社生	加藤敏幸・小川勝也・尾立源幸・大久保勉・大塚耕平・野田国義・広田一・前川清成・(松田公太・福島みずほ・主演了)	審議されず
190-参-11	民法の一部を改正する法律案	民生各	前川清成・有田芳生・大塚耕平・安井美沙子・(谷亮子・糸数慶子)	審議されず

民進党(民主・維新統一会派)の提案によって修正・成立した政府提出法案

提出回次- 議案種類-議案番号	法案名	提出省庁	主な修正内容・経過など
190-閣-17	原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案	経済産業省	改正法施行後「5年を経過した場合」とされている法全般に係る見直しのための検討の開始時期を、「3年を経過した場合」に修正
190-閣-20	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案	内閣府	附則に、保育士等の処遇の改善に資する措置、子ども・子育て支援に係る人材確保のための所要の措置を講ずる等を追加
190-閣-30	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案	総務省	期日前投票所について、法律施行後の実施状況を勘案して、開始時間の更なる繰上げを検討する規定を追加
190-閣-32	特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法案	内閣府	優秀な人材の確保並びに若年の研究者等の育成及び活躍の推進に配慮すること、法人の範囲を含め制度のあり方について検討して所要の見直しを行うことを追加
189-閣-42	刑事訴訟法等の一部を改正する法律案	法務省	司法取引の実施要件強化、通信傍受に関する情報提供・情報公開の強化、見直し規定の対象範囲を拡大する修正
190-閣-49	民法の一部を改正する法律案	法務省	再婚禁止制度のあり方を見直しする検討規定を加える修正

議員立法や政府提出法案について民進党(民主・維新統一会派)が提出した修正案

提出回次- 議案種類-議案番号	修正案名	提出会派	主な修正内容・経過など
189-閣-30	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案に対する修正案	民自公	技能実習生の待遇規定を具体化、技能実習生の実習先変更に関する相談・支援を明文化する修正。(衆議院で継続審議)
190-参-6	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律案に対する修正案	民自公共お	不当な差別的言動の定義に侮蔑を追加するとともに、法施行後の実態を勘案した見直し規定を追加する修正。(全会一致で成立)
190-閣-7	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案	民	特例公債発行は平成28年度に限る修正。(否決、原案に反対)
190-閣-51	地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案	民生	パリ協定の内容を踏まえた2℃目標や2050年80%削減長期目標の明記、「適応」計画の法定化など(否決、原案に反対)
190-閣-55	児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する修正案(議員立法「特別養子縁組の促進等のための児童の養子縁組に関する法律案」関連)	民	児童虐待の早期発見に努めなければならない者等として歯科医師を明記、国・地方公共団体の責務に妊産婦支援を追加等する修正。(否決、原案に賛成)

190回通常国会会派略称：

【衆】民＝民主・維新・無所属クラブ→民進党・無所属クラブ、旧民＝民主党・無所属クラブ、旧維＝維新の党、自＝自由民主党、公＝公明党、共＝日本共産党、お＝おおさか維新の会、結＝改革結集の会、生＝生活の党と山本太郎となかまたち、社＝社会民主党・市民連合、次＝次世代の党、各＝会派に属しない議員
 【参】民＝民主党・新緑風会→民進党・新緑風会、維＝維新・元気の会、旧維＝維新の党、自＝自由民主党、公＝公明党、共＝日本共産党、元＝日本を元気にする会・無所属会、お＝おおさか維新の会、こ＝日本のこころを大切にしたい党、社＝社会民主党・護憲連合、生＝生活の党と山本太郎となかまたち、無＝無所属クラブ、改＝新党改革・無所属の会、各＝会派に属しない議員

案件名に※のあるものは、民進党(民主・維新統一会派)が修正案を提出した議案

種類	提出	案件名	衆結果	参結果	態度	備考
衆	継続	公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案(江田憲司君外四名[旧維]提出第188回国会衆法第1号)	審査 未了			
衆	継続	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(江田憲司君外四名[旧維]提出第188回国会衆法第2号)	審査 未了			
衆	継続	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(江田憲司君外四名[旧維]提出第188回国会衆法第3号)	審査 未了			
衆	継続	租税特別措置法の一部を改正する法律案(江田憲司君外四名[旧維]提出第188回国会衆法第4号)	審査 未了			
衆	継続	政党助成法を廃止する法律案(穀田恵二君[共]提出第189回国会衆法第1号)	継続			
衆	継続	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(江田憲司君外四名[旧維]提出第189回国会衆法第2号)	審査 未了			
衆	継続	政治資金規正法の一部を改正する法律案(江田憲司君外四名[旧維]提出第189回国会衆法第3号)	審査 未了			
衆	継続	放送法の一部を改正する法律案(逢坂誠二君外二名[旧民・社]提出第189回国会衆法第10号)	継続			
衆	継続	農業者戸別所得補償法案(岸本周平君外五名[旧民]提出第189回国会衆法第13号)	継続			
衆	継続	農地・水等共同活動の促進に関する法律案(岸本周平君外五名[旧民]提出第189回国会衆法第14号)	継続			
衆	継続	中山間地域その他の条件不利地域における農業生産活動の継続の促進に関する法律案(岸本周平君外五名[旧民]提出第189回国会衆法第15号)	継続			
衆	継続	環境保全型農業の促進を図るための交付金の交付に関する法律案(岸本周平君外五名[旧民]提出第189回国会衆法第16号)	継続			
衆	継続	政治資金規正法の一部を改正する法律案(穀田恵二君[共]提出第189回国会衆法第17号)	継続			
衆	継続	政治資金規正法の一部を改正する法律案(黒岩宇洋君外三名[旧民]提出第189回国会衆法第18号)	審査 未了			
衆	継続	国民経済及び国民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある通商に係る交渉に関する情報の提供の促進に関する法律案(岸本周平君外三名[旧民・旧維]提出第189回国会衆法第19号)	継続			
衆	継続	特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案(細田博之君外八名[自・旧維・次]提出第189回国会衆法第20号)	継続			
衆	継続	公職選挙法の一部を改正する法律案(逢沢一郎君外六名[自・公・次]提出第189回国会衆法第23号)	撤回			
衆	継続	国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律案(古屋圭司君外五名[自・旧維・公・次]提出第189回国会衆法第24号)	3/17 可決	3/11 修正	賛成 参反	衆反＝共社 参反＝共社各
衆	継続	原子力災害対策特別措置法の一部を改正する法律案(田嶋要君外三名[旧民]提出第189回国会衆法第30号)	継続			

種類	提出	案件名	衆結果	参結果	態度	備考
衆	継続	歳入庁の設置による内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収に関する業務の効率化等の推進に関する法律案(今井雅人君外五名[旧民・旧維・生]提出第189回国会衆法第31号)	継続			
衆	継続	国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案(岸本周平君外五名[旧民]提出第189回国会衆法第32号)	継続			
衆	継続	国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案(岸本周平君外五名[旧民]提出第189回国会衆法第33号)	継続			
衆	継続	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案(平野博文君外三名[旧民]提出第189回国会衆法第34号)	継続			
衆	継続	戦没者の遺骨収集の推進に関する法律案(衆議院厚生労働委員長提出第189回国会衆法第40号)	3/24 可決	附2/24 修正	賛成	全会一致
衆	継続	公職選挙法及び日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案(黒岩宇洋君外三名[旧民]提出第189回国会衆法第41号)	撤回			
衆	1/14	国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院議院運営委員長提出衆法第1号)	省1/14 可決	1/20 可決	賛成	衆反＝お結 参反＝お各
衆	1/20	公職選挙法の一部を改正する法律案(衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出衆法第2号)	省1/21 可決	1/28 可決	賛成	全会一致
衆	2/9	国及び地方公共団体の責任ある財政運営の確保を図るための財政の健全化の推進に関する法律案(前原誠司君外三名[民]提出衆法第3号)	継続			
衆	2/18	領域等の整備に関する法律案(大島敦君外十一名[民]提出衆法第4号)	継続			
衆	2/18	周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律及び周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律の一部を改正する法律案(大島敦君外十一名[民]提出衆法第5号)	継続			
衆	2/18	国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案(大島敦君外十一名[民]提出衆法第6号)	継続			
衆	2/19	我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律を廃止する法律案(高木義明君外十六名[民・共・生・社]提出衆法第7号)	継続			
衆	2/19	国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律を廃止する法律案(高木義明君外十六名[民・共・生・社]提出衆法第8号)	継続			
衆	2/24	消費税の逆進性を緩和するための給付付き税額控除の導入等に関する法律案(古川元久君外三名[民]提出衆法第9号)	撤回			
衆	2/24	格差是正及び経済成長のために講ずべき税制上の措置等に関する法律案(古川元久君外三名[民]提出衆法第10号)	継続			
衆	2/25	中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給に関する法律案(中根康浩君外六名[民]提出衆法第11号)	継続			
衆	3/2	介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案(中島克仁君外八名[民・共・生・社]提出衆法第12号)	3/17 否決		賛成	衆反＝自公お

種類	提出	案 件 名	衆結果	参結果	態度	備考
衆	3/15	国家公務員法等の一部を改正する法律案(大島敦君外十六名[民]提出衆法第13号)	継続			
衆	3/15	国家公務員の労働関係に関する法律案(大島敦君外十六名[民]提出衆法第14号)	継続			
衆	3/15	公務員庁設置法案(大島敦君外十六名[民]提出衆法第15号)	継続			
衆	3/17	児童扶養手当法及び国民年金法の一部を改正する法律案(初鹿明博君外七名[民・共・生・社]提出衆法第16号)	4/21 否決		賛成 衆反=自公お	
衆	3/18	地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案(衆議院災害対策特別委員長提出衆法第17号)	省3/22 可決	3/31 可決	賛成 全会一致	
衆	3/18	有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法案(谷川弥一君外十五名[自・民・公・お・結]提出衆法第18号)	4/8 可決	4/20 可決	賛成 衆=全会一致	
衆	3/22	平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律案(平野博文君外三名[民]提出衆法第19号)	撤回			
衆	3/23	成年後見制度の利用の促進に関する法律案(衆議院内閣委員長提出衆法第20号)	省3/24 可決	附4/6 修正	賛成 衆反=共社 参反=共社各	
衆	4/6	成年後見制度の利用の促進に関する法律案(参議院回付案衆法第20号)	4/8 同意		賛成 衆反=共社	
衆	3/23	成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案(衆議院内閣委員長提出衆法第21号)	省3/24 可決	4/6 可決	賛成 衆反=共社 参反=共社各	
衆	3/24	保育等従業者の人材確保等に関する特別措置法案(山尾志桜里君外七名[民・共・生・社]提出衆法第22号)	継続			
衆	3/25	政官接触記録の作成等に関する法律案(大島敦君外七名[民]提出衆法第23号)	継続			
衆	3/30	公職選挙法の一部を改正する法律案(衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出衆法第24号)	省3/31 可決	附4/6 可決	賛成 全会一致	
衆	4/15	衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案(今井雅人君外二名[民]提出衆法第25号)	4/28 否決		賛成 衆反=自公お社	
衆	4/15	衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案(細田博之君外四名[自・公]提出衆法第26号)	附4/28 可決	5/20 可決	反対 衆反=民共生社 参反=民共生社各	
衆	4/19	労働基準法の一部を改正する法律案(井坂信彦君外六名[民・共・生・社]提出衆法第27号)	継続			
衆	4/22	畜産物の価格安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案(岸本周平君外八名[民・共・生・社]提出衆法第28号)	継続			
衆	4/26	合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律案(衆議院農林水産委員長提出衆法第29号)	省4/28 可決	5/13 可決	賛成 全会一致	
衆	4/28	分散型エネルギー利用の促進に関する法律案(奥野総一郎君外三名[民]提出衆法第30号)	継続			
衆	4/28	熱についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源及び廃熱の利用を促進する等のためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案(田島一成君外三名[民]提出衆法第31号)	継続			
衆	4/28	国等によるその設置する施設の省エネルギー・再生可能エネルギー源利用改修の実施等に関する法律案(中根康浩君外三名[民]提出衆法第32号)	継続			
衆	4/28	エネルギー協同組合法案(福島伸享君外三名[民]提出衆法第33号)	継続			

衆 = 衆法 参 = 参法 予 = 予算 条 = 条約 閣 = 閣法 認 = 承認 諾 = 承諾 決 = 決算

種類	提出	案 件 名	衆結果	参結果	態度	備考
衆	5/10	義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案(丹羽秀樹君外九名[自・民・公・お]提出衆法第34号)	継続			
衆	5/10	酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院財務金融委員長提出衆法第35号)	省5/12 可決	5/27 可決	賛成 衆=全会一致	
衆	5/11	発達障害者支援法の一部を改正する法律案(衆議院厚生労働委員長提出衆法第36号)	省5/12 可決	附5/25 可決	賛成 全会一致	
衆	5/12	民法の一部を改正する法律案(井出庸生君外七名[民・共・生・社]提出衆法第37号)	継続			
衆	5/12	性暴力被害者の支援に関する法律案(阿部知子君外六名[民・共・お・生・社]提出衆法第38号)	継続			
衆	5/13	被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(野田佳彦君外九名[民・共・生・社]提出衆法第39号)	継続			
衆	5/13	災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案(野田佳彦君外五名[民]提出衆法第40号)	継続			
衆	5/13	東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律案(野田佳彦君外五名[民]提出衆法第41号)	継続			
衆	5/13	東日本大震災からの復興の推進のための相続に係る移転促進区域内の土地等の処分の円滑化に関する法律案(野田佳彦君外五名[民]提出衆法第42号)	継続			
衆	5/17	民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律案(山本ともひろ君外三名[自・民・公・お]提出衆法第43号)	継続			
衆	5/18	平成二十八年熊本地震災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案(衆議院災害対策特別委員長提出衆法第44号)	省5/19 可決	5/27 可決	賛成 全会一致	
衆	5/18	平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律案(衆議院文部科学委員長提出衆法第45号)	省5/19 可決	6/1 可決	賛成 衆=全会一致	
衆	5/18	国外犯罪被害者弔慰金の支給に関する法律案(衆議院内閣委員長提出衆法第46号)	省5/19 可決	6/1 可決	賛成 全会一致	
衆	5/18	特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案(衆議院内閣委員長提出衆法第47号)	省5/19 可決	6/1 可決	賛成 全会一致	
衆	5/19	部落差別の解消の推進に関する法律案(二階俊博君外八名[自・民・公]提出衆法第48号)	継続			
衆	5/19	真珠の振興に関する法律案(衆議院農林水産委員長提出衆法第49号)	省5/24 可決	6/1 可決	賛成 全会一致	
衆	5/24	幼児教育振興法案(松野博一君外六名[自・公]提出衆法第50号)	継続			
衆	5/24	道路運送法及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案(二階俊博君外五名[自・公]提出衆法第51号)	継続			
衆	5/25	消費税率の引上げの期日の延期及び給付付き税額控除の導入等に関する法律案(山尾志桜里君外四名[民]提出衆法第52号)	継続			
衆	5/26	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律案(木村弥生君外三名[自・公・お]提出衆法第53号)	継続			
衆	5/26	行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案(階猛君外五名[民]提出衆法第54号)	継続			
衆	5/26	公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案(階猛君外五名[民]提出衆法第55号)	継続			

国 = 国有財産 債 = 国庫債務 N = NHK 決算 議 = 決議 省 = 審査省略 附 = 附帯決議

種類	提出	案件名	衆結果	参結果	態度	備考
衆	5/26	特別養子縁組の促進等のための児童の養子縁組に関する法律案(田嶋要君外四名[民]提出衆法第56号)	継続			
衆	5/27	性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案(西村智奈美君外六名[民・共・生・社]提出衆法第57号)	継続			
衆	5/27	官民連携事業の推進に関する法律案(佐田玄一郎君外四名[自・公]提出衆法第58号)	継続			
衆	5/27	チーム学校運営の推進等に関する法律案(福井照君外五名[自・公]提出衆法第59号)	継続			
衆	5/30	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律案(中川正春君外十一名[民・共・生・社]提出衆法第60号)	継続			
衆	5/30	公職選挙法の一部を改正する法律案(逢坂誠二君外七名[民]提出衆法第61号)	継続			
参	継続	臨床研究の実施の適正化等に関する施策の推進に関する法律案(川田龍平君[旧維]提出第189回国会参法第2号)		審査 未了		
参	継続	労働基準法等の一部を改正する法律案(小池晃君[共]提出第189回国会参法第6号)		審査 未了		
参	継続	人種等を理由とする差別の撤廃のための施策の推進に関する法律案(小川敏夫君外六名[民・社・各]提出第189回国会参法第7号)		5/13 賛成	参反=自公無改	
参	2/18	自殺対策基本法の一部を改正する法律案(参議院厚生労働委員長提出参法第1号)	3/22 可決	参2/24 可決	賛成	全会一致
参	3/11	平成二十八年度における公債の発行の特例に関する法律案(大久保勉君外七名[民・生]提出参法第2号)		3/31 否決	賛成	参反=自公共元社無各
参	3/16	法人税法の一部を改正する法律案(大久保勉君外九名[民・共・社・生・改]提出参法第3号)		未付託 未了		
参	3/31	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部を改正する法律案(尾立源幸君外一名[民]提出参法第4号)		未付託 未了		
参	4/6	国の財務書類等の作成及び財務情報の開示等に関する法律案(尾立源幸君外一名[民]提出参法第5号)		未付託 未了		
参	4/8	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律案(愛知治郎君外二名[自・公]提出参法第6号)※	附5/24 可決	附5/13 修正	賛成	衆反=社 参反=こ社
参	4/15	会社法の一部を改正する法律案(大久保勉君外九名[民・共・元・社・生・改]提出参法第7号)		未付託 未了		
参	4/21	女性の健康の包括的支援に関する法律案(高階恵美子君外五名[自・公・元・こ・無・改]提出参法第8号)		未付託 未了		
参	4/27	金融商品取引法の一部を改正する法律案(大久保勉君外八名[民・共・社・生・改]提出参法第9号)		未付託 未了		
参	5/27	航空機強取等防止措置に係る体制の強化のための施策の推進に関する法律案(加藤敏幸君外十名[民・元・社・生]提出参法第10号)		未付託 未了		
参	5/27	民法の一部を改正する法律案(前川清成君外五名[民・生・各]提出参法第11号)		未付託 未了		
予	1/4	平成二十七年度一般会計補正予算(第1号)(予算第1号)	1/14 可決	1/20 可決	反対	衆反=民共維生社 参反=民共維社生各
予	1/4	平成二十七年度特別会計補正予算(特第1号)(予算第2号)	1/14 可決	1/20 可決	反対	衆反=民共維生社 参反=民共維社生各
予	1/22	平成二十八年度一般会計予算(予算第3号)	3/1 可決	3/29 可決	反対	衆反=民共維生社 参反=民共維社生各
予	1/22	平成二十八年度特別会計予算(予算第4号)	3/1 可決	3/29 可決	反対	衆反=民共維生社 参反=民共維社生各

種類	提出	案件名	衆結果	参結果	態度	備考
予	1/22	平成二十八年度政府関係機関予算(予算第5号)	3/1 可決	3/29 可決	反対	衆反=民共維生社 参反=民共維社生各
修	3/1	平成二十八年度一般会計予算、平成二十八年度特別会計予算及び平成二十八年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議(山井和則君外二名[民]提出)	3/1 否決		賛成	衆反=自公お結
予	5/13	平成二十八年度一般会計補正予算(第1号)(予算第6号)	5/16 可決	5/17 可決	賛成	全会一致
予	5/13	平成二十八年度特別会計補正予算(特第1号)(予算第7号)	5/16 可決	5/17 可決	賛成	全会一致
衆	継続	航空業務に関する日本国とカンボジア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件(第189回国会条約第13号)	3/31 承認	4/15 承認	賛成	全会一致
衆	継続	航空業務に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(第189回国会条約第14号)	3/31 承認	4/15 承認	賛成	全会一致
衆	継続	刑を言い渡された者の移送に関する日本国とイラン・イスラム共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(第189回国会条約第15号)	4/21 承認	5/13 承認	賛成	全会一致
衆	2/9	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第1号)	3/22 承認	3/31 承認	賛成	衆反=共社 参反=共社各
衆	2/26	投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とオマーン国との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第2号)	4/21 承認	5/11 承認	賛成	反=共
衆	2/26	投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とイラン・イスラム共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第3号)	4/21 承認	5/11 承認	賛成	反=共
衆	2/26	所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第4号)	4/28 承認	5/25 承認	賛成	反=共
衆	2/26	所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とチリ共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(条約第5号)	4/28 承認	5/25 承認	賛成	反=共
衆	2/26	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とインド共和国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(条約第6号)	4/28 承認	5/25 承認	賛成	反=共
衆	2/26	社会保障に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第7号)	3/31 承認	4/22 承認	賛成	全会一致
衆	3/8	環太平洋パートナーシップ協定の締結について承認を求めるの件(条約第8号)	継続			
閣	継続	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案(第189回国会閣法第30号)※	継続			
閣	継続	出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(第189回国会閣法第31号)	継続			
閣	継続	刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(第189回国会閣法第42号)※	5/24 可決	附5/20 可決	賛成	反=共社
閣	継続	総合法律支援法の一部を改正する法律案(第189回国会閣法第57号)	附4/5 修正	附5/27 可決	賛成	全会一致
閣	継続	民法の一部を改正する法律案(第189回国会閣法第63号)	継続			

種類	提出	案件名	衆結果	参結果	態度	備考
閣	継続	民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(第189回国会閣法第64号)	継続			
閣	継続	社会福祉法等の一部を改正する法律案(第189回国会閣法第67号)	3/31 可決	附3/23 修正	賛成 参反=共社	衆反=共社 参反=共社各
閣	継続	労働基準法等の一部を改正する法律案(第189回国会閣法第69号)	継続			
閣	継続	確定拠出年金法等の一部を改正する法律案(第189回国会閣法第70号)	5/24 可決	附4/15 修正	賛成 参反=共社各	衆反=共社 参反=共社各
閣	1/4	地方交付税法の一部を改正する法律案(閣法第1号)	1/14 可決	1/20 可決	賛成 参反=共各	衆反=共 参反=共各
閣	1/4	一般職の職員給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第2号)	附1/14 可決	1/20 可決	賛成 参反=お各	衆反=お結 参反=お各
閣	1/4	特別職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第3号)	1/14 可決	1/20 可決	賛成 参反=共お結	衆反=共お結 参反=共お各
閣	1/4	裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第4号)	1/14 可決	1/20 可決	賛成 参反=お各	衆反=お結 参反=お各
閣	1/4	検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第5号)	1/14 可決	1/20 可決	賛成 参反=お各	衆反=お結 参反=お各
閣	1/4	防衛省の職員給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第6号)	1/14 可決	1/20 可決	賛成 参反=お各	衆反=お結 参反=お各
閣	1/22	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第7号)	3/1 可決	附3/31 可決	反対 賛成	衆反=共共社 参反=共共社各
閣	1/26	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律案(閣法第8号)	3/22 可決	3/31 可決	賛成 全会一致	
閣	1/29	雇用保険法等の一部を改正する法律案(閣法第9号)	3/17 可決	附3/29 可決	賛成 全会一致	
閣	1/29	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(閣法第10号)	3/24 可決	4/6 修正	賛成 全会一致	
閣	4/6	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(参議院回付案閣法第10号)	4/8 同意		賛成 衆=全会一致	
閣	2/2	サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第11号)	附3/31 可決	附4/15 可決	賛成 参反=共社各	衆反=共社 参反=共社各
閣	2/2	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第12号)	附3/22 可決	5/25 可決	賛成 反=共	
閣	2/2	踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案(閣法第13号)	附3/17 可決	附3/31 可決	賛成 全会一致	
閣	2/2	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第14号)	4/21 可決	5/2 可決	賛成 反=共	
閣	2/5	地域再生法の一部を改正する法律案(閣法第15号)	3/24 可決	附4/8 修正	反対 参反=民共社各	衆反=民共社 参反=民共社各
閣	4/8	地域再生法の一部を改正する法律案(参議院回付案閣法第15号)	4/14 同意		反対 衆反=民共社	
閣	2/5	所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第16号)	附3/1 可決	附3/29 可決	反対 参反=共共社各	衆反=共共社 参反=共共社各
閣	2/5	原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第17号)※	附4/21 修正	附5/11 可決	賛成 参反=共共社各	衆反=共共社 参反=共共社各
閣	2/5	都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案(閣法第18号)	5/24 可決	6/1 可決	賛成 参反=共社各	衆反=共社 参反=共社各
閣	2/5	港湾法の一部を改正する法律案(閣法第19号)	4/21 可決	5/13 可決	賛成 反=共	
閣	2/9	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案(閣法第20号)※	3/22 修正	附3/31 可決	賛成 参反=共社各	衆反=共社 参反=共社各

衆=衆法 参=参法 予=予算 条=条約 閣=閣法 認=承認 諾=承諾 決=決算

種類	提出	案件名	衆結果	参結果	態度	備考
閣	2/9	地方税法等の一部を改正する等の法律案(閣法第21号)	3/1 可決	3/29 可決	反対 参反=共共社各	衆反=共共社 参反=共共社各
閣	2/9	地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第22号)	3/1 可決	3/29 可決	反対 参反=共共社各	衆反=共共社 参反=共共社各
閣	2/9	在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第23号)	附3/15 可決	3/23 可決	賛成 反=お	
閣	2/9	関税定率法等の一部を改正する法律案(閣法第24号)	附3/17 可決	附3/29 可決	賛成 参反=各	衆=全会一致 参反=各
閣	2/9	株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案(閣法第25号)	附4/21 可決	附5/11 可決	賛成 参反=共共社各	衆反=共共社 参反=共共社各
閣	2/9	児童扶養手当法の一部を改正する法律案(閣法第26号)	附4/21 可決	附5/2 可決	賛成 全会一致	
閣	2/9	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第27号)	4/26 可決	附5/13 可決	賛成 全会一致	
閣	2/9	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律案(閣法第28号)	附5/12 可決	附5/25 可決	賛成 参反=共社各	衆反=共社 参反=共社各
閣	2/9	独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案(閣法第29号)	3/22 可決	4/6 可決	賛成 反=共	
閣	2/12	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第30号)※	3/24 修正	4/6 可決	賛成 反=共	
閣	2/19	独立行政法人日本スポーツ振興センター法及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第31号)	附4/21 可決	附5/2 可決	賛成 参反=共共社各	衆反=共社 参反=共共社各
閣	2/26	特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法案(閣法第32号)※	附4/26 修正	5/11 可決	賛成 参反=共共社各	衆反=共社 参反=共共社各
閣	2/26	人事訴訟法等の一部を改正する法律案(閣法第33号)	継続			
閣	2/26	宅地建物取引業法の一部を改正する法律案(閣法第34号)	4/28 可決	5/27 可決	賛成 全会一致	
閣	2/26	国立大学法人法の一部を改正する法律案(閣法第35号)	附5/12 可決	附4/20 可決	賛成 参反=共共社各	衆反=共社 参反=共共社各
閣	2/26	漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律案(閣法第36号)	附5/12 可決	附4/6 可決	賛成 全会一致	
閣	2/26	海上交通安全法等の一部を改正する法律案(閣法第37号)	5/12 可決	4/8 可決	賛成 全会一致	
閣	3/1	国立研究開発法人情報通信研究機構法及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する等の法律案(閣法第38号)	4/8 可決	4/20 可決	賛成 反=共	
閣	3/1	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案(閣法第39号)	附5/12 可決	附5/25 可決	賛成 参反=共共社各	衆反=共共社 参反=共共社各
閣	3/1	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第40号)	4/8 可決	4/22 可決	賛成 全会一致	
閣	3/4	人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律案(閣法第41号)	継続			
閣	3/4	衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律案(閣法第42号)	継続			
閣	3/4	情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案(閣法第43号)	附4/28 可決	附5/25 可決	賛成 参反=共共社各	衆反=共共社 参反=共共社各
閣	3/4	特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第44号)	附5/10 可決	附5/25 可決	賛成 全会一致	
閣	3/4	消費者契約法の一部を改正する法律案(閣法第45号)	附5/10 可決	附5/25 可決	賛成 全会一致	
閣	3/4	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第46号)	附5/24 可決	附4/15 可決	賛成 全会一致	
閣	3/8	環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案(閣法第47号)	継続			

国=国有財産 債=国庫債務 N=NHK 決算 議=決議 省=審査省略 附=附帯決議

種類	提出	案件名	衆結果	参結果	態度	備考	種類	提出	案件名	衆結果	参結果	態度	備考
閣	3/8	行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律案(閣法第48号)	附4/22 可決	附5/20 可決	賛成	反=共生社	決	1/4	平成二十六年年度国税収納金整理資金受払計算書(決算)	継続			
閣	3/8	民法の一部を改正する法律案(閣法第49号)※	5/24 修正	6/1 可決	賛成	全会一致	決	1/4	平成二十六年年度政府関係機関決算書(決算)	継続			
閣	3/8	森林法等の一部を改正する法律案(閣法第50号)	附4/28 可決	附5/13 可決	賛成	反=共	決	1/4	昭和十九年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算及び昭和二十年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算(決算)	継続			
閣	3/8	地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第51号)※	附4/28 可決	附5/20 可決	反対	衆反=民共生社 参反=民共生社各	国	継続	平成二十四年度国有財産増減及び現在額総計算書(内閣提出第185回国会国有財産)	継続			
閣	3/11	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(閣法第52号)	4/21 可決	5/13 可決	賛成	反=共	国	継続	平成二十四年度国有財産無償貸付状況総計算書(内閣提出第185回国会国有財産)	継続			
閣	3/11	国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案(閣法第53号)	附4/28 可決	附5/27 可決	反対	衆反=民共生社 参反=民共生社各	国	継続	平成二十五年年度国有財産増減及び現在額総計算書(内閣提出第187回国会国有財産)	継続			
閣	3/11	公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案(閣法第54号)	継続				国	継続	平成二十五年年度国有財産無償貸付状況総計算書(内閣提出第187回国会国有財産)	継続			
閣	3/29	児童福祉法等の一部を改正する法律案(閣法第55号)※	5/19 可決	附5/27 可決	賛成	全会一致	国	1/8	平成二十六年年度国有財産増減及び現在額総計算書(内閣提出国有財産)	継続			
閣	5/13	臨床研究法案(閣法第56号)	継続				国	1/8	平成二十六年年度国有財産無償貸付状況総計算書(内閣提出国有財産)	継続			
認	2/9	放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(内閣提出承認第1号)	附3/24 承認	附3/31 承認	反対	衆反=民共生社 参反=民共元生社各	債	継続	平成二十六年年度一般会計国庫債務負担行為総調書(その1)(内閣提出第189回国会国庫債務)	5/12 異議がない		反対	衆反=民共生社
認	3/4	特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(内閣提出承認第2号)	5/24 承認	5/27 承認	賛成	全会一致	N	継続	日本放送協会平成二十四年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書(内閣提出第185回国会NHK決算)	審査 未了			
認	4/15	特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(内閣提出承認第3号)	5/24 承認	5/27 承認	賛成	全会一致	N	継続	日本放送協会平成二十五年年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書(内閣提出第187回国会NHK決算)	審査 未了			
諾	継続	平成二十六年年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(内閣提出第189回国会承認)	5/12 承諾	5/25 承諾	反対	衆反=民共生社 参反=民共生社各	N	2/9	日本放送協会平成二十六年年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書(内閣提出NHK決算)	審査 未了			
諾	継続	平成二十六年年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(内閣提出第189回国会承認)	5/12 承諾	5/25 承諾	反対	衆反=民共生社 参反=民共生社各	議	1/8	北朝鮮による四度目の核実験に対する抗議決議案(河村建夫君外十五名[自・民・公・共・お・結・生・社]提出決議第1号)	省1/8 可決		賛成	衆=全会一致
諾	3/18	平成二十七年年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(内閣提出承認)	継続				議	2/9	北朝鮮によるミサイル発射に抗議する決議案(河村建夫君外十五名[自・民・公・共・お・結・生・社]提出決議第2号)	省2/9 可決		賛成	衆=全会一致
諾	5/17	平成二十七年年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(内閣提出承認)	継続				議	5/31	安倍内閣不信任決議案(岡田克也君外三名[民・共・生・社]提出決議第3号)	省5/31 否決		賛成	衆反=自公お
決	継続	平成二十四年度一般会計歳入歳出決算(第185回国会決算)	継続										
決	継続	平成二十四年度特別会計歳入歳出決算(第185回国会決算)	継続										
決	継続	平成二十四年度国税収納金整理資金受払計算書(第185回国会決算)	継続										
決	継続	平成二十四年度政府関係機関決算書(第185回国会決算)	継続										
決	継続	平成二十五年年度一般会計歳入歳出決算(第187回国会決算)	継続										
決	継続	平成二十五年年度特別会計歳入歳出決算(第187回国会決算)	継続										
決	継続	平成二十五年年度国税収納金整理資金受払計算書(第187回国会決算)	継続										
決	継続	平成二十五年年度政府関係機関決算書(第187回国会決算)	継続										
決	1/4	平成二十六年年度一般会計歳入歳出決算(決算)	継続										
決	1/4	平成二十六年年度特別会計歳入歳出決算(決算)	継続										

衆=衆法 参=参法 予=予算 条=条約 閣=閣法 認=承認 諾=承諾 決=決算

国=国有財産 債=国庫債務 N=NHK 決算 議=決議 省=審査省略 附=附帯決議

岡田「次の内閣」一覧 (2016年3月30日~9月15日)



岡田 克也
ネクスト総理大臣



江田 憲司
ネクスト副総理大臣



山尾 志桜里
ネクスト内閣官房長官



前原 誠司
ネクスト財務・金融大臣



逢坂 誠二
ネクスト総務大臣



井出 庸生
ネクスト法務大臣
ネクスト内閣官房副長官



長島 昭久
ネクスト外務大臣



平野 博文
ネクスト文部科学大臣



川田 龍平
ネクスト厚生労働大臣



近藤 洋介
ネクスト経済産業大臣



岸本 周平
ネクスト農林水産大臣



荒井 聰
ネクスト国土交通大臣



直嶋 正行
ネクスト環境大臣



大島 敦
ネクスト防衛大臣
ネクスト内閣官房副長官



郡 和子
ネクスト復興大臣



松原 仁
ネクスト国家公安委員長



阿部 知子
ネクスト内閣府特命大臣



古本 伸一郎
ネクスト内閣府特命大臣



相原 久美子
ネクスト内閣府特命大臣



階 猛
ネクスト内閣府特命大臣



大塚 耕平
ネクスト内閣官房副長官



大串 博志
ネクスト内閣官房副長官



北澤 俊美
安全保障調査会長



古川 元久
税制調査会長

政務調査会副会長



伴野 豊



小宮山 泰子



岡本 充功



田島 一成



中根 康浩



鷲尾 英一郎



大西 健介



佐々木 隆博



緒方 林太郎



神山 洋介



小山 展弘



中島 克仁



福島 伸享



金子 恵美



篠原 豪



松田 直久



風間 直樹



小西 洋之



斎藤 嘉隆



西村 まさみ



石上 俊雄



磯崎 哲史



森本 真治

2016 民進党国会レポート

発行日 2016 年 10 月 20 日

発行所 民進党政務調査会

〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-11-1

Tel.03-3597-2880

民進党本部 〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-11-1

Tel.03-3595-9988(代表) URL <https://www.minshin.or.jp>

この国会レポートは 2016 年 6 月 1 日時点で編集したものです。